

大崎事件 第3次再審請求 特別抗告審決定

(最一 決令和元年六月二十五日判夕一四六二号二五頁)

大場 史朗

【事案の概要と経緯】

(1) 確定有罪判決の認定

本件は、昭和五十四(一九七九)年十月に、鹿児島県曾於郡大崎町で起こったいわゆる大崎事件について、元被告人らが三回目の再審請求をした事案である。確定有罪判決によれば、「本件犯行に至る経緯」及び「罪となるべき事実」は次のとおりである(以下、主犯とされた元被告人のみについて論じる)。

(本件犯行に至る経緯)

被告人は、昭和二十五年三月、夫Aと婚姻し、…住所地において、Aと共に農業に従事してきたものであるが、Aは、女六人、男四人の十人兄弟の長男にあたり、同人方に屋敷を接して、同人の実弟である二男B、四男Vがそれぞれ居住し、同様に農業に従事していた。(中略)

昭和五十四年十月十二日、夫Aらの姉の子の結婚式がとり行われ、被告人夫婦をはじめAの兄弟は、Vを除き全員出席したが、出席する予定であったVは当日朝から酒びたりのため酔って荒れていたとしてAら兄弟はVを連れて行かず、午後七時すぎには、右拳式を終えて、被告人らはそれぞれ帰宅した。Vは同日酒を飲んで外を出歩き、午後八時ころ、酔いつぶれて溝に落ちているのを部落の者に発見され、Vの近隣に住むI、Tの両名がVを同人家まで届けたが、同人は前後不覚の状態であったうえ、着衣が濡れて下半身裸となっていたため、同人を土間に置いたまま帰った。被告人はIから泥酔して道端に倒れているVを迎えに行く旨連絡を受け、同日午後九時ころ、I方に行つて同人からVの様子を聞き、同人らに迷惑をかけたことを謝つたりした後被告人は、午後十時三十分ころTと帰宅する途中、Vの様子を見るため、一人でV方に立ち寄つたが、泥酔して土間に座り込んでいるVを認めるや同人に対する恨みがつのり、この機会に同人を殺害せんと決意し、義弟B、次いで夫Aに対しVを共同して殺害しようと言を持ちかけ、両名はいずれもこれを承諾した。

(罪となるべき事実)

被告人は

第一 夫A、義弟Bと共謀のうえ、前記V(当時四十二年)を殺害するため、同人絞殺に使う西洋タオルを携帯して、右同日午後十一時ころ、鹿児島県曾於郡大崎町：所在の同人方へ赴き、同所土間に座り込んで、泥酔のために前後不覚となっている同人に対し、A及びBにおいてこもこもVの顔面を数回ずつ殴打し、その場に倒れた同人を被告人を加えた三名で足蹴にするなどし、更に右三名でVを同人方中六畳間まで同人を運び込んだうえ、同所において、被告人が、「これで締めんや」と言つて右西洋タオルをAに渡すとともに、仰向きに寝かせたVの両足を両手で押さえつけ、Bもまた右Vの上に馬乗りになつてその両手を押さえつけ、Aにおいて右西洋タオルをVの頸部に

1 回巻いて交差させたうえ、被告人の「もっと力を入れないかんぞ」との言葉に、両手でその両端を力一杯引いて締めつけ、よって同人を窒息死に至らしめて殺害し

第二 右殺害行為の後、前記Bは、一旦帰宅して同人の長男であるDに前記Vの死体を遺棄するため加勢を求めたところ、Dはこれを承諾し、ここに被告人は、A、B及びDの三名と共謀のうえ、同月十三日午前四時ころ、被告人が照らし出す懐中電灯：の灯りのもとで、右三名が、Vの死体を同人方牛小屋に運搬したうえ、被告人の「まだ浅い、もっと掘らんか」との指図により、同所の堆肥内にそれぞれスコップ：またはホーク〔フォーク〕：を用いて深さ約五センチメートルの穴を掘ってその中に右死体を埋没し、もって死体遺棄をしたものである。

(2) 証拠関係等

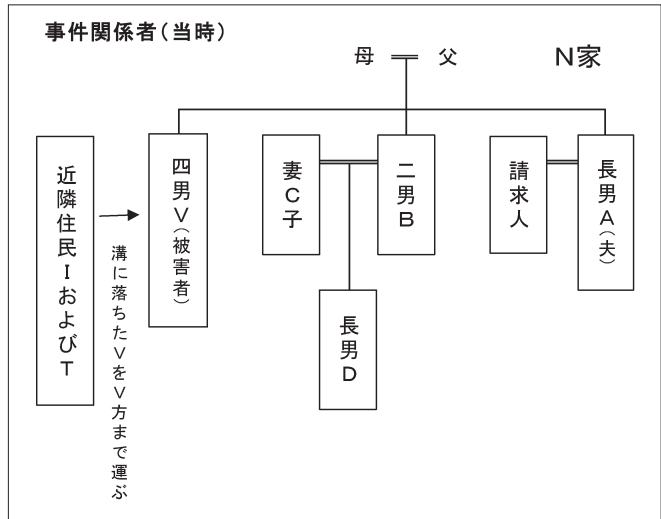
被告人は犯行を一貫して否定したため、被告人の自白は存在しない。また、犯行を積極的に推認する客観的証拠も存在しない。本件の有力な有罪証拠とされたのは、共犯者とされたA、BおよびDの自白である。

Vの遺体発見（十月十五日）の二日後に、任意の取調べを受けていたAとBは犯行を自認し（同十七日）、翌日逮捕され（同十八日）、その十日後にはBの息子Dが死体遺棄について逮捕された（同二十七日）。十月二十九日にAは被告人の関与を認め、翌三十日に被告人は殺人および死体遺棄につき逮捕された。自白の内容は、AおよびBの二人犯行説、被告人の指示による三人犯行説、そしてこれにDを加えた四人犯行説へと大きく変遷している。

また、Bの妻（当時）であったC子の目撃供述も存在する。その目撃供述によれば、①被告人が犯行を持ちかけ、Bがこれに応じ、その後外出した、②Bは帰宅時に「うっ殺してきた」とC子に述べた、③その後Dが「加勢をした」と述べたとされた。

Vを司法解剖した城哲男鹿児島大学教授（肩書は当時、以下同じ）作成の鑑定書によれば「本死体の腐敗が著しいために、損傷の有無、程度等が判然としないが、頸部、右側胸腹部等に外力の作用した痕跡が存する。内部においても、頸部、右側胸郭等に外力の作用した痕跡を認める。凶器の種類、成傷方法は判然としない。しかし、死因において、他に著しい所見を認めないので、窒息死を推定するほかない。仮に窒息死したものとすれば、頸部内部の組織間出血は、頸部に外力の作用したことを推測させる。しかも両肺の気管支内腔に堆肥の粉末等が侵入したようには見受けられなかったから、頸項部に作用した外力によって窒息死に至ったものと想像しないわけにはいかない。他殺ではないかと想像する。」とされ、Vの死因を積極的に推認できるようなものではなかった（以下、城旧鑑定という）。

実況見分調書等により、何者かによってVの死体が堆肥の中に遺棄されていたのは明らかであるため、確定審においては殺人および死体遺棄の犯人性が問題とされた。A、BおよびDは公判でも事実を争わず、有罪判決を受けたのち控訴せずに服役した。他方、被告人は一貫して無実を主張し、控訴・上告をして事実を争ったが、いずれも棄却され懲役十年の有罪判決が確定した。



【再審請求の経緯】

(1) 第一次再審請求^②

元被告人は満期出所後の平成七（一九九五）年四月十九日に再審請求を行った（第一次再審請求。以下、本稿を通じて請求人という）。第一次再審請求において新証拠として提出されたのは、①事件当時、Vの死因を鑑定した城教授本人による、現在においてはVの死因は「他殺か事故死か分からない」と見解を変更する旨の城補充鑑定および池田典昭九州大学教授による被害者の死因が事故死である可能性を示す法医学鑑定（あわせて新鑑定）、②犯行を否定する共犯者らの新供述などである。

請求審決定（鹿児島地決平成十四年三月二十六日判タ一二〇七号二五九頁）は、白鳥・財田川決定で示された新証拠の明白性の判断方法によることを明示し、新鑑定によれば「死体の客観的状况は、AとBの自白を前提とする犯行態様とは矛盾する可能性が高いと認められる」として、新旧証拠を全面的に再評価し、新鑑定のほか、請求審で取調べた新証拠が「原審の審理中に提出されていたならば、請求人、A、B及びDを本件各犯行について、有罪と認定するには、合理的な疑いが生じるといわざるを得なかったものと認められる」として再審開始決定を下した。

しかし、即時抗告審決定（福岡高宮崎支決平成十六年十二月九日判タ一二一〇号八六頁）は、新鑑定がその立証命題である死因等に「明らかな疑いを抱かせるもの」でなければ、AとBの自白に基づく犯行態様や死因に疑いを生じるとはいえないとし、新鑑定にはその立証命題に関連する全証拠との関係では明白性が認められないとして再審開始決定を取消し、その判断を最高裁も支持した（最三決平成十八年一月三十日判タ一二一〇号八四頁）。

(2) 第二次再審請求^③

平成二十二(二〇一〇)年八月三十日に行われた第二次再審請求において、共犯者Aを弾劾する新証拠として提出されたのは、①死因は絞殺ではなく、前頸部中央下端に手掌面のようなやわらかい物体が強い圧迫外力として加わったために気道が閉塞したことによる窒息死であるとする、元東京都監察医務院長・上野正彦氏による法医学鑑定(以下、上野鑑定という)、②自白と現場に残された糞尿痕が矛盾することを示す鑑定、③共犯者A、BおよびDの自白には実際の体験に基づく体験性兆候が確認されず、A、Bの自白には非体験性兆候が確認されたとする大橋靖史淑徳大学教授・高木光太郎青山学院大学教授による供述心理鑑定(大橋・高木旧鑑定)などである。

請求審決定(鹿児島地決平成二十五年三月六日公判判例集未登載)は、新証拠をその立証命題に関連する他の全証拠と総合評価(限定的再評価)し、新証拠の明白性を否定し、再審請求を棄却した。

即時抗告審では証拠開示によって新たに開示された証拠等から新証拠が追加された。即時抗告審決定(福岡高決平成二十六年七月十五日公判判例集未登載)は、新証拠③(大橋・高木旧鑑定)については一定の証明力を認め、「これらが確定審の審理中に提出されていたならば、確定判決においてされたような事実認定に到達したか否かという観点から、A、B、Dの捜査段階における供述、確定審における公判供述その他確定審及び第一次再審において提出された証拠を含め、新旧証拠を総合評価して判断することとする」として、各供述を次のように評価した。すなわち、

⑦ A供述については、Aの知的能力が低かったことなどを考慮すると、供述の変遷が、捜査官の暗示誘導にAが迎合した結果生じたものとも考えられない訳ではない。そうすると、Aの供述の信用性は、それ自体だけからでは必ずしも高いとまではいえない。

⑧ B供述については、①殺害時の犯行態様が二転三転していること、また、②申立人〔請求人〕及びDの関与につ

いて具体的に述べた警察官調査書には、本件供述心理鑑定で非体験性兆候として指摘されたような不自然な意思伝達方法が記載されていること、③Bに知的障害が存在すること等を考慮すると、Bの供述の変遷は、Bが捜査官からの暗示誘導に迎合して供述したためであるとも考えられない訳ではなく、Bの供述の信用性は、それ自体だけからでは決して高いものとはいえない。

㊦Dの供述については、①自由に転じた後、確定審公判供述に至るまで、ほぼ一貫しているため、不合理に変遷しているとは言えず、②決して知的能力の高くないDにおいて全く体験をしていないのに、それなりに複雑な一連の経緯を、確定審の公判供述のように具体的に矛盾なく供述できるとは考え難く、③何が問われるか分からない反対尋問においても、基本的に整合した供述をしたことは、Dの公判供述の信用性を高めるものといえる。

㊧C子の供述については、いったん事実を認めた後は、その内容は大筋で一貫しており、変遷は瑣末な部分に限られるから、C子の供述に変遷があること、C子には申立人に対する強い悪感情がうかがわれ、夫Bは申立人から犯行に誘われたと述べることによって夫Bや息子Dの刑を軽減したいという虚偽供述の動機があることを踏まえ、C子の確定審における公判供述は十分信用できる。

こうして、即時抗告審は、C子供述によって認定される事実関係に、D供述、A供述およびB供述の内容は整合しているためそれぞれ信用できると判断し、「本件については、申立人らの犯行を積極的に裏付ける客観証拠は必ずしも存在していないものの、A、B、Dの自由があり、それは、C子供述によって支えられており、客観証拠もこれと矛盾していない」ために、総合評価によっても、確定判決の認定は揺るがないとした（特別抗告も棄却。最一決平成二十七年二月二日公判判例集未登載）。

(3) 第三次再審請求⁽⁴⁾

(a) 第二次再審請求の即時抗告審決定では、A供述の信用性は「それ自体だけでは必ずしも高いとまではいえない」とされ、B供述の信用性も「それ自体だけからは決して高いものとはいえない」とされたが、死体遺棄に關与したDの供述には信用性が認められ、C子の確定審における公判供述は「十分信用できる」とされた。平成二十七年七月八日に行われた第三次再審請求では、弁護人らは、大崎事件の有罪認定が「共犯者」らの自白のみで支えられており、その自白を実質的に支えているのはC子の供述のみであることが明らかになったとして、第三次再審請求はこの「到達点」から始められなければならないとした。そして、弁護人らは、確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生じさせるために、科学的知見に基づく次の二つの新証拠を提出した。

一つ目の新証拠は、Vの死因は窒息死ではなく、出血性ショックである可能性が極めて高いとする吉田謙一東京医科大学教授による法医学的見地からの鑑定（以下、吉田鑑定という）である。吉田鑑定によれば、①死斑・血液就下は、出血死以外では必ず認め、特に窒息死を含む急性死では強く発現するが、本件遺体は、血液就下を来す時間帯にうつ伏せであったにもかかわらず、前額部・顔面・前頸部に死斑・血液就下を認めないため、本件確定判決が死因とする窒息死と矛盾すること、②確定判決が認定した殺害方法であれば、急性窒息死を示す死斑・血液就下のほか、典型的な頸部圧迫所見（特に頸部筋肉内出血）を遺体に認めるが、本件遺体にはいずれの所見も認めないため、確定判決が認定した殺害方法とも矛盾すること、③本件遺体の所見・状況を総合的に判断すると、死因は、右体側の広範囲の皮下・筋肉内出血および胸壁・後腹膜下・骨盤軟部組織にあると推定される出血に起因する出血性ショックである可能性が高いことが示された。

二つ目の新証拠は、C子供述の請求人らが本件犯行に關与したという部分には非体験兆候が多く確認されたとする

大橋教授・高木教授による供述心理鑑定（以下、大橋・高木新鑑定という）である。大橋・高木新鑑定によれば、C子の供述には体験に基かない説明を供述に付加していった過程を反映する非体験性兆候が見出され、第二次即時抗告審で信用性が減殺されたAおよびBと類似の特徴を示し、さらに虚偽自白であった足利事件の元被告人の供述とも共通しているため、C子供述の信用性判断には十分な慎重さが必要であるとされた。

また、新証拠の明白性判断について弁護士からは、①新旧全証拠には、確定審に提出された証拠以外にも第一次および第二次再審請求において提出された証拠も含まれるとし、②いわゆる二段階説の判断方法に立って新証拠の明白性を判断すべきと主張した。

(b) 請求審（鹿児島地決平成二十九年六月二十八日判時二三三四三三三頁）は、吉田鑑定により、死因を頸部圧迫による窒息死と推定した確定審における鑑定の証明力が一定程度減殺され、大橋・高木新鑑定によりC子供述の証明力が減殺された結果、新旧証拠の総合評価において、第二次再審請求で提出された前記の供述心理鑑定などにも照らすと、確定判決が認定した「共謀も殺害行為も死体遺棄もなかった疑いを否定できないというべきである」として再審を開始した。

他方、検察官の申立を受けた即時抗告審（福岡高宮崎支決平成三〇年三月十二日判時二三八二七七頁）は、大橋・高木新鑑定の明白性を否定した一方で、吉田鑑定によって「I及びTがVを自宅まで搬送した際には、Vは既に出血性ショックにより死亡し、あるいは瀕死の状態にあった可能性が相当程度に存在することになる」ため、I及びTの供述も信用しがたくなり、さらには請求人と共謀して殺人・死体遺棄を行ったとするA、B、Dの自白もその信用性に重大な疑義が生じることになるから、新旧証拠の総合評価により吉田鑑定の明白性を肯定して、結論として再審開始決定を維持した（詳細は後述）。

【決定要旨】

最高裁第一小法廷は、「本件抗告の趣意は：刑訴法四三三条の抗告理由に当たらない」としつつ、「職権をもって調査すると、本件について再審開始の決定をした原々決定及び結論においてこれを是認した原決定には、いずれも刑訴法四三五条六号の解釈適用を誤った違法があり、取消しを免れない」とし、四三四条、四二六条二項により更に裁判をして、再審請求を棄却した（以下、本稿を通じて本決定という）。

本決定は、「関係証拠から認められる客観的状况」を確認したのちに、新証拠の明白性について判断している。

I. まず、本決定は「関係証拠から認められる客観的状况」として、以下のようなものがあるとした。

ア 昭和五十四年十月十五日昼過ぎ頃、V方牛小屋の堆肥置場において、堆肥に完全に埋没した状態で同人の死体が発見された。

イ 城田鑑定の結果、Vの両肺の気管支内腔に堆肥の粉末等が侵入したように見受けられないとされ、堆肥に埋没した状態で死亡したものではないと推測された。

ウ Vは、同月十二日、酒を飲んで外を出歩き、夜になって道路脇の溝付近に倒れているのを地域の住人に発見されている。

エ V方は、A方及びB方に隣接しており、これらの敷地はそれぞれ周囲を崖や林に囲まれていることなどから、夜間、V方敷地内に立ち入る者として、同人方、A方及びB方の居住者か、これらの居室への来訪者以外は現実的には想定し難い。

オ V方には物色された形跡がなかった。

カ 請求人とVの間には確執があり、請求人、A及びBは日頃からVの存在を快く思っていなかった。

キ 確定判決において証拠の標目に掲げられた城田鑑定は、Vの死体は腐敗が著しく、頸部等に外力が作用した痕跡の他に著しい所見を認めないので窒息死を推定するほかないなどというものにすぎず、死因を断定するものではなかった。

本決定は、そのうえで、以下の点を確認した。

㊦ A、B及びDの各自白並びにC子の目撃供述が存在し、これらが大筋で整合している。

㊧ また、I及びTは、溝付近で倒れていたVをトラックの荷台に乗せて、同人方に連れ帰り、生きている状態の同人を土間に置いて立ち去ったという旨の一致した供述をしており、前記の客観的状況からの推認やA、B及びDの各自白並びにC子の目撃供述の信用性を判断するに当たっての前提となっている。

II. 次に、本決定は大橋・高木新鑑定及び吉田鑑定について、大要、以下のように判断した。

(大橋・高木新鑑定について)

原決定は、以下の各点等を根拠として大橋・高木新鑑定はC子の供述の信用性に影響を及ぼすものではないと判断したものと解されるが、この判断は是認できる。

(1) 同鑑定が、供述の信用性の判断に当たり、心理学的見地からの視点を提示し、裁判所に十分な信用性判断を行うよう促す機能を有するにすぎず、直ちに信用性を減殺する証拠ではないことは、同鑑定自体が言及している。

(2) 同鑑定は、捜査段階の供述調査を検討対象とし、供述調査に記載された内容自体の変遷に注目していると

ころ、供述調書に現れていないことについて実際に供述人が供述をしていないといえるかどうか、請求人からの口止めといった外在的条件との整合性等を考慮の外に置いており、相当程度に限定的な意義を有するにとどまる。

(吉田鑑定について)

(1) 吉田教授は、豊富な経験と専門的知見を備えた法医学者であり、同教授が腐敗の発生機序、Vの死体の所見及び発見状況を踏まえて比較的腐敗の影響を免れている部位や死斑及び血液就下の有無といった各点に着目するなどの工夫を重ねていることは原決定の説示するところであるが、「そもそもVの死体が腐敗しており、既に死体解剖の時点で不鮮明又は不明となっていた所見が多かったことなどにより、死体解剖において収集された情報は、極めて限定的なものであった」こと、「また、吉田教授は、死体を直接検分しておらず、城田鑑定及び城新鑑定において言及されている情報や解剖の際に撮影された十二枚の写真からしか死体の情報を得ることができなかった」などの問題点がある。

(2) 吉田鑑定は、条件が制約された中で工夫を重ねて専門的知見に基づく判断を示しており、Vの死因に関して、科学的推論に基づく一つの仮説的見解を示すものとして尊重すべきである。しかし、前記のような問題点を考慮すると、同人の死因又は死亡時期に関する認定に決定的な証明力を有するものとははいえないため、これが無罪を言い渡すべき明らかな証拠といえるか否かは、その立証命題に関連する他の証拠それぞれに証明力を踏まえ、これらと対比しながら検討すべきものである。

(3) まず、城田鑑定との関係について、前記のように、原決定が、吉田鑑定によって城田鑑定が信用性を否定されたとしても、そのことから直ちに確定判決の頸部圧迫による窒息死との認定に合理的疑いを生じさせ

る関係にはないとした点は、合理的な判断である。

(4) 次に、城田鑑定以外の確定判決を支える証拠に対し、原決定が説示するようにVの死因又は死亡時期との

関係で吉田鑑定が合理的疑いを生じさせるといえるのかについて検討する。

ア そもそも、吉田鑑定は、Vの死因が出血性ショックであった可能性等を示すものではあるが、同人の死亡時期を示すものではなく、I及びTがVを同人方に送り届けるよりも前に同人が死亡し、あるいは瀕死の状態にあったことを直ちに意味する内容とはなっていない。

そして、原決定がいうように、吉田鑑定を根拠として、Vが出血性ショックにより同人方に到着する前に死亡し、あるいは瀕死の状態にあった可能性があると、A、B及びDの各自白並びにC子の目撃供述の信用性を否定するというのであれば、関係証拠から認められる前記の客観的状況に照らし、事実上、Vの死体を堆肥中に埋めた者は最後に同人と接触したI及びT以外に想定し難いことになる。しかし、同人らがVの死体を堆肥中に埋めるといふ事態は、本件の証拠関係の下では全く想定できない。原決定が、I及びTの各供述の信用性に疑いを生じさせるとして掲げる事情も、信用性に影響を与えるようなものではない。

イ 翻って前記のような確定判決の認定の主たる根拠をみると、客観的状況に照らして少なくともVの死体を堆肥に埋めたことについては何者かが故意に行ったとしか考えられず、その犯人としてAらN家以外の者は想定し難い状況にあったといえる。また、I及びTの各供述も、相互に支え合い、この推認の前提となっている。

A、B及びDの各自白並びにC子の目撃供述は、相互に支え合っているだけでなく、以上のような客観

的状况等からの推認によっても支えられているのであり、A、B及びDの知的能力や供述の変遷等に関して問題があることを考慮しても、それらの信用性は相応に強固なものであるということが出来る。吉田鑑定が前記のような問題点を有し、Vの死因又は死亡時期に関する認定に決定的な証明力を有するものとははいえないことも踏まえると、同鑑定によりこれらの各自白及び目撃供述に疑義が生じたということには無理がある。

ウ 以上を総合すると、原決定が、前記のように、吉田鑑定を根拠としてI及びTの各供述が信用し難いとし、A、B及びDの各自白の信用性に重大な疑義が生ずることになるなどとした点は、吉田鑑定の問題点やそれに起因する証明力の限界を十分に考慮しないまま、確定判決を支える証拠の証明力について吟味することなく、吉田鑑定を決定的な意味を持つ証拠であると過大に評価し、実質的な総合評価を行わずに結論を導いたもので、不合理であるといわざるを得ない。吉田鑑定は、確定判決の事実認定について合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠とはいえない。

本決定は、以上のように判示し、「吉田鑑定に大橋・高木新鑑定を含むその余の新証拠を併せ考慮してみても、確定判決の事実認定に合理的な疑いを抱かせるに足りるものとはいえない。したがって、吉田鑑定が無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たるとした原決定の判断には刑訴法四三五条六号の解釈適用を誤った違法があり、吉田鑑定及び大橋・高木新鑑定がそのような証拠に当たるとした原々決定の判断にも同様の違法があるといわざるを得ず、これらの違法が決定に影響を及ぼすことは明らかであり、これらを取り消さなければ著しく正義に反するものと認められる」とした。

【評釈】

1. はじめに

大崎事件に関する本決定は、わが国の再審史上、請求審および即時抗告審で下された再審開始決定を、はじめて特別抗告審が取り消した事例である。⁽⁵⁾また、取消した上で、自判した点においても注目される。さらに、一つの事件を通じて三度、再審開始決定が下されたにもかかわらず、最終的に再審が認められていない事例としても大崎事件は異彩を放っている。

従来、最高裁が再審請求に関して取消決定を下した事例は、①最大決昭和三十七年十月三十日刑集十六卷十号一四六七頁（吉田事件、取消自判・憲法解釈の誤り）、②最一決昭和五十一年十月十二日刑集三十卷九号一六七三頁（財田川決定、取消差戻・審理不尽）、③最三決平成二十二年四月五日判時二〇九〇号一五二頁（名張事件第七次再審請求、取消差戻・審理不尽）を数えるに過ぎなかった。そして、これらの決定はすべて請求人に利益な方向での決定であった。⁽⁶⁾

もつとも、近年では変化がみられる。すなわち、最一決平成二十九年三月三十一日公判判例集未登載は即時抗告審の再審開始決定を取消して差戻し、さらに最一決平成二十九年十二月二十五日判時二三九〇号一〇四頁は、即時抗告審の再審開始決定を取消自判して、再審請求を棄却したからである（いずれも請求審では再審請求棄却）。本決定を下した裁判体と同一の裁判体であることも注目されよう。

また、本決定の背景として重要なことは、近時の再審開始決定に対する検察官上訴の動向である。すなわち、従来、

請求審および即時抗告審（又は異議審）において再審開始決定が続けて出た場合、検察官が最高裁に特別抗告することとはなかつた。⁷⁾しかし、近時は布川事件を嚆矢として、検察が請求審および即時抗告審で再審開始決定が出た場合でも特別抗告する事例が現れている。⁸⁾以前より再審開始決定に対する検察官上訴については批判がなされ、また法改正の動きも提案されてきたが、⁹⁾かえって近年では再審請求に対する検察官上訴が活発化するきざしがある。検察官からの特別抗告を受けた本決定も、このような流れの中に位置づけられよう。

すでにみたように、大崎事件の有力な有罪証拠は、共犯者の自白である（共犯者自白型¹⁰⁾。管見によれば、従来、「共犯者自白型」の事件について再審開始決定を経て再審無罪判決が下されたのは、①吉田事件（刑訴法四三七条、四三五条二号再審）、②加藤事件（同四三三五条六号再審）、③榎井村事件（同六号再審、以上旧法事件）、④福岡覚せい剤密輸事件（同六号再審）を数えるに過ぎない。①及び④については、偽証を行ったとの共犯者自身の証拠が新証拠となっている。これらの事件と有罪証拠の特性という観点から比較した場合、大崎事件の顕著な特徴としては、①複数の共犯者自白に加え、共謀についての目撃供述（C子供述）が存在していること、②共犯者らに知的障害があることが挙げられる。また、「事件の構造」という観点から比較した場合、①何者かによって死体遺棄されていた事実については、弁護人も認めるように「動かない事実」とされ、これを前提として、請求人らの殺人および死体遺棄の犯人性が争われていること（それゆえ殺人を犯した者が死体遺棄を行った者であるという推認が働きやすい点）、②被害者Vの遺体がV宅の牛小屋に遺棄されており、その直近にVと親族関係にある請求人、A、BおよびDらが居住していたという事実（それゆえ請求人らには犯行の機会がある点）である。

以下では、刑事再審史において重要な意味をもちうる本決定について、請求審の判断及び即時抗告審の判断を踏まえた上で、本決定の論理を分析することにする。

2. 請求審の判断

(1) 確定判決の証拠構造分析

請求審は、まず確定判決の証拠構造について、大要、次のように分析した。

⑦Vの死体が堆肥内に遺棄されたことについては実況見分調書その他から認められる死体の発見状況や解剖所見から明らかであり、死体が遺棄されていること自体から、遺棄の犯人又はその関係者がVの死亡に関与していることが強く推認される。

⑧そして、Vが殺害され、死体が遺棄された犯行の具体的状況等並びにその犯人が請求人、A、B及びD（ただし、Dは死体遺棄のみ）であることの証拠は、共犯者であるA、B及びDの各公判供述、A及びBの各検察官調書並びにC子の公判供述である。

⑨城作成の鑑定書は、①死因が窒息死であることの直接証拠であり、かつ、②殺人の犯行態様に関する直接証拠であるAらの自白の信用性を裏付ける補助証拠と位置づけられていたと考えられる。

⑩また、証拠物のスコップ、ホーク、懐中電灯については、確定第一審判決において犯行供用物件と認定されており、A、B及びD、そして請求人と各犯行を直接結びつける証拠と位置づけられていたと考えられる。

(2) 吉田鑑定についての判断

次に、請求審は、城田鑑定は「窒息死であることを積極的に認定できるだけの証明力はない」として城田鑑定の位置づけを確認した一方で、吉田鑑定についても、遺体の腐敗等の影響や直接皮膚を開検していないことなどを根拠に、吉田鑑定によって「頸部圧迫による窒息死ではない」と積極的に認定することはできない」とした。他方

で、次のような論拠によって、「新証拠である吉田鑑定には、城田鑑定の証明力を減殺させるだけの証明力が認められる」とした。

- ⑦頸部圧迫による窒息死であることを積極的に認定できる所見がないという点では、近藤鑑定（検察側鑑定）も一致しており、その限度では吉田鑑定は十分信用できること
- ⑧窒息死であることを積極的に認める所見がないということは、城田鑑定が何をもって窒息死と推認するのかその根拠が薄弱であることを示しており、信用性を低下させるという意味で、その証明力を減殺していること
- ⑨城田鑑定が頸部に外力が作用した点についても、これを積極的に示す所見がないのであるから、頸部圧迫との鑑定結果の信用性は低下しており、A及びBの自白との関係でも、城田鑑定がこれらを積極的に裏付けるものとはならないという意味で証明力を減殺していること

(3) 大橋・高木新鑑定についての判断

請求審は、まず心理学的供述評価の手法について、「司法の場における供述の信用性判断は、他の諸証拠や関連事実を含む総合的な評価であるが、心理学的供述評価は、供述それ自体の中に、体験に基づかない情報、その他問題のある兆候が見られないかをチェックするものである。そして、供述そのものの科学的な分析の結果得られた非体験性兆候等は、司法の場での総合的な信用性判断に際し、有意な情報として利用することができる。特に平成21年から開始された裁判員裁判においては、一般の国民が裁判員として裁判に参加し、裁判官と共に証人や被告人等の供述の信用性評価を行うことが想定されるが、心理学的な供述評価は、供述の信用性評価について職業的な経験を重ねた裁判官と、その点では多様な裁判員とが、実質的に協働して評議を行うための共通の土台やツールの一つとなり得るものと考えられる。」と判断し、鑑定手法や鑑定内容に不合理な点がなければ、C子供述の証明力を減殺させるだけの証明力

を有するとした。

そして、大橋・高木新鑑定の鑑定手法には合理性が認められることを前提に、「大橋・高木新鑑定は、供述心理学の専門家によるC子の供述の分析として一定程度の合理性を有し、C子の供述の信用性を判断する資料の一つとしてみた場合、十分な証明力を有する」ため、「本件犯行を直接又は間接的に立証し、共犯者の自白を補強する証拠であるC子の供述の証明力を減殺させるだけの証明力が認められると考えられる」とした。

(4) 総合評価

請求審は、新旧証拠の総合評価の方法について具体的に判示してはいない。したがって、白鳥・財田川決定の判旨も引用してはいない。しかし、請求審は以上の検討（新証拠の限定的再評価）を踏まえて、請求審は新旧証拠の全面的再評価にすぎず、①城旧鑑定、②共犯者三名の自白、③C子供述、④客観証拠との整合性について順に検討している。これはいわゆる二段階説に立って明白性を判断したものである。請求審の判断は、大要、次のとおりである。

⑦城旧鑑定については、Vの死因に関する新旧全証拠を検討した結果、本件の死因が頸部圧迫による窒息死であると推定した城旧鑑定の死因に対する積極的な証明力は失われた。また、少なくとも、確定判決は、死因について積極的に窒息死であることを支えてきた唯一の客観証拠である城旧鑑定を失っただけでなく、タオルで頸部を絞めて殺害したとするAらの自白を裏付ける重要な客観証拠も脆弱なものであることが明らかになった。

⑧A供述の信用性については、①第二次請求審における供述心理学鑑定、②殺人の共謀の成立過程、殺人の実行行為の役割分担という自白の根幹部分について変遷があること、③Aの知的能力等を考慮すると、Aの供述それ自体から信用性を高める要素を見出すことは難しい。

ウ B 供述の信用性については、①第二次請求審における供述心理学鑑定、②殺人の共謀の成立過程等の自白の根幹部分について変遷があること、③ B の知的障害等を考慮すると、B の供述それ自体から信用性を高める要素を見出すことは難しい。

エ D 供述の信用性については、D の知的障害の状況、D の請求人の第一次再審請求審への供述等に照らすと、捜査機関の暗示や誘導の影響を受け、D が請求人や A の関与について虚偽の事実を供述した疑いを否定できないというべきである。

オ C 子供述については、大橋・高木新鑑定の結果を踏まえたとき、C 子の供述の信用性については、慎重な検討が必要となる。そして、① C 子の供述全体を子細に検討したとき、その内容には、本件各目撃供述の内容を實際に体験した者としては不可解・不自然な点が随所に認められ、そのことは C 子が本件各目撃供述の内容を体験していなかったと考えることと整合的である。②また、C 子が、家族に不利な虚偽供述をしたことも、それが夫や息子の刑事責任を軽減するものと捉えていたと考えれば、決して合理的な説明ができないものではない。そうすると、C 子の本件各目撃供述については、決して信用性の高いものとはいえないと評価すべきである。

カ 本来、供述を裏付ける客観証拠は、供述の信用性評価の基礎や前提と言っても過言でない重要な証拠であるが、本件では、このような意味での確な客観証拠は見当たらない。そして、「この事実は、A、B 及び D の供述の信用性を判断する上で重要な意味を持たざるをえないと言うべきである」。カーペットの糞尿痕と犯行態様が一致しないことについての糞尿痕関係証拠が示す事実は、A と B の供述の信用性、両名の供述を前提とした D の供述の信用性に疑問を差し挟むものといえる。

(5) まとめと結論

請求審は以上のように判断し、「新旧全証拠の総合評価の結果、共犯者三名の自白は、それぞれ信用性に疑いのあることが明らかとなり、主要な支えであった城旧鑑定は支えとしての証明力を失い、C子の供述も共犯者の自白の信用性を代わりに支えられるほどの証明力はないことが明らかになった」として、請求人とA、Bの三名が共謀の上、Vをタオルで絞殺した上、Dも加わって死体遺棄の共謀を遂げ、Vの遺体を遺棄したという確定判決の事実認定については、「そのような共謀も殺害行為も死体遺棄もなかった疑いを否定できないというべきである」と断じ、再審開始決定を下した。

3. 即時抗告審の判断

請求審の再審開始決定に対して、検察官は即時抗告した。即時抗告審は、大橋・高木新鑑定については明白性が認められず、吉田鑑定の明白性に関する原決定の判断は「その証明力を不当に低く判断している点において一部賛同できず、かつ、確定審の有罪判決を支える証拠関係を的確に把握していないことに起因して新旧証拠の総合評価について俄かに賛同し難い説示がみられる」としつつも、吉田鑑定の明白性を肯定した原決定は結論において誤りがないとして、本件即時抗告を棄却した。その論理は、大要、次のとおりである。

(1) 大橋・高木新鑑定についての判断

まず、即時抗告審は、供述心理学鑑定が裁判所の司法的観点から行う証拠評価等に対して心理学的見地から非体験性の兆候等をチェックするという視点を提示することで、慎重な検討を行う必要性を裁判所に留意させ、もって十分

な信用性評価を行うように促す機能を有するにすぎないにもかかわらず、原決定が同鑑定を「供述の信用性判断に際して有意な情報として利用でき、評議のための共通の土台やツールとして活用できることのみを理由に、その鑑定手法や鑑定内容に不合理な点がなければ、C子の供述の証明力を減殺させるだけの証明力を有するものと評価している」点をとらえて、「その判断は、論理に飛躍があり、かつ、何ら合理的根拠を示さない不合理なものといわざるを得ない」とした。

また、①スキーマ・アプローチという同鑑定の手法は、本来、公開の法廷で実施された逐語の供述調書のように、「逐語記録が必要不可欠であるはずの鑑定手法」であるにもかかわらず、C子の捜査段階の供述調書という「逐語記録でない供述調書」の分析に用いていることについて合理的根拠は示されていないこと、さらに、②そもそも、新鑑定が鑑定の対象としたC子の捜査段階の供述調書は確定審では取調べられておらず、そのため証拠の標目にも掲げられていないのであるから、仮に新鑑定がC子の各供述調書の信用性を減殺させるだけの証明力を有しており、確定審において同鑑定が提出されていたとしても、確定審の事実認定には何らの影響も生じさせないとした。

即時抗告審はこのように判断し、大橋・高木新鑑定の明白性を否定した。

(2) 吉田鑑定の証明力と新証拠の明白性についての判断

次に、即時抗告審は、事後審としての立場から「原審において弁護士らが主張した新証拠の証明力を一部認めず、限定的な証明力を認めるにとどめた原決定の判断の当否についても改めて審査すべきであり、その結果、証明力に関する原決定の判断が不合理であることが判明すれば、これを是正した上、正当な証明力を前提に、改めて当該新証拠がその立証命題に係る旧証拠の証明力をどの程度弾効し、これが確定審における証拠関係に照らして確定審の認定判

断を揺るがすものといえるかどうかを検討し、その結果、確定審の認定判断に合理的疑いを容れる程度の証明力を有する証拠であることが確認できれば、当該新証拠を同号所定の証拠と認めた原決定の判断は結論において誤りがないと判断すべきである」として、事後審としての即時抗告審の審査方法を提示する。

そのうえで、吉田鑑定の証明力および明白性の判断方法の検討に進み、次のように判断した。

まず、吉田鑑定人が「豊富な経験と専門的知見を備えた法医学者であり、その推論過程は、信頼性に疑いのない法医学成書の記載及び自己の実践例に沿うもの」であつて、その判断の枢要部分においては「十分な客観性、信頼性を有している」ことを確認し、さらに遺体の発見状況や死亡前の行動分析も総合して一定の見解を示している点も「専門的知見に基づく合理的な見解と評価できる」とする。

そして、「吉田鑑定は、『頸部圧迫による窒息死ではなく、出血性ショック死と断定できる』と判断しているわけではなく、原決定が指摘するとおり、そのみでは、確定審の事実認定に合理的疑いを生じさせるに足りる程度に至るほどの証明力を有するものでない」としつつ、次のように新証拠の明白性の判断方法を提示する（丸文字は引用者）。

しかしながら、刑法四三五条六号所定の「無罪を言い渡すべきことが明らかな証拠」に該当するか否かの判断に当たり、このように新証拠の証明力を孤立評価し、それ自体として確定審の事実認定に対して決定的な矛盾を突きつけるものである必要は必ずしもない。すなわち、①新証拠の立証命題に関連する旧証拠が、確定審の事実認定の基礎とされた証拠関係（旧証拠）を踏まえて、旧証拠全体の中でどの程度主要なものとして位置付けられているのかを確認し、②これが新証拠によってどの程度弾劾されるものかを検討し、これにより、③当該立証命題に関連する旧証拠に基づいて直接的に認定された事実関係の存否の判断、間接的に推認された事実関係の存

否の判断、あるいはこれらを補助事実として信用性判断が行われた証拠の信用性判断にどのように影響するのかを検討した上、④このようにして検討の対象とされた事実関係の存否の判断や証拠の信用性判断に対する影響を踏まえて、当該新証拠とその立証命題に関連する旧証拠（旧再審請求審において提出されていた新証拠も含む。）を再評価し、⑤その結果、新旧全証拠の総合判断により請求人を有罪と判断した確定審の事実認定自体を動揺させて合理的疑いを生じさせるに足りるものと評価できるならば、当該新証拠は、たとえそれ自体を孤立評価した場合には確定審の事実認定に直ちに合理的疑いを生じさせるほどの証明力を有しないとしてみてもなお、刑訴法四三五条六号所定の「無罪を言い渡すべきことが明らかな証拠」に該当するといふべきである。

前記①は証拠構造分析、②ないし④は新旧証拠の限定的再評価、⑤は新旧証拠の全面的再評価を意味したものと思われ、二段階説に立った明白性の判断方法といえる。即時抗告審は、このような明白性の判断方法を踏まえて、原決定は吉田鑑定 of 証明力を孤立評価するにとどまり、「吉田鑑定によりその立証命題に関する旧証拠がどの程度弾効されるのか、弾効された旧証拠の確定審の事実認定における位置付けも踏まえて、その立証命題に関連する旧証拠に基づいて認定された事実等」にどのような影響があるのか、さらにはその検討結果を踏まえて、新旧証拠を再評価すると確定審の事実認定にどのような影響があるのか、といったことに関する検討が行われていない」として、原決定の吉田鑑定に関する明白性判断を批判する。

そして、吉田鑑定がその立証命題に及ぼす影響を検討し、かりに「Vの死因は転落事故等による出血性ショック死の可能性が高い」とする吉田鑑定が提示した内容を前提とすると、Vの死因の「成傷機序」は、昭和五十四年十月十二日午後五時三十分頃から午後六時ごろまでの間に：溝に自転車ごと転落したこと以外に考えられないから、「同日午後

八時三十分頃から同日午後九時頃までの間にI及びTがVを自宅まで搬送した際には、Vは既に出血性ショックにより死亡し、あるいは瀕死の状態にあった可能性が相当程度に存在すること」になり、さらにそれを前提とすれば「I及びTがVを同人方土間に放置して同人方を退出した後に何者かがVを殺害したということ」を当然の前提事実とすることもできないこととなるから、確定審判決が認定した「I、Tが…Vを同人方土間に置いたまま帰った」という経緯は、I及びTの各供述の信用性を検討した上で、これが信用できると判断できた場合に初めて認定し得る事実ということになり、その位置付けが変更されることになるとする。

即時抗告審は、このように判断し、前記説示のとおり、新証拠が、確定審の事実認定に合理的疑いを生じさせるものであるか否かを具体的に検討するために、確定判決の証拠構造の再検討に進むことになった。

(3) 確定判決の証拠構造(心証形成過程)分析

即時抗告審は以上を踏まえて確定記録を検討し、確定一審判決の「合理的に想定し得る心証形成の過程」においては、以下のような間接事実⑦～⑩が認められるとした(なお、即時抗告審は請求審の前記・証拠構造分析につき「多数の間接事実の存在を看過するものであり、確定一審判決の証拠構造を正解していないものといわざるをえない」と非難している)。

- ⑦ (a) V方牛小屋の堆肥置き場において、堆肥に完全に埋没した状態でVの遺体が発見されたこと、(b) 法医学鑑定の結果、Vは、同日夜から三日内外前に死亡したものと推測され、(c) 両肺の気管支枝内腔に堆肥の粉末等が侵入したようには見受けられないことから、死因は窒息死と推定され、(d) さらに頸項部に作用した外

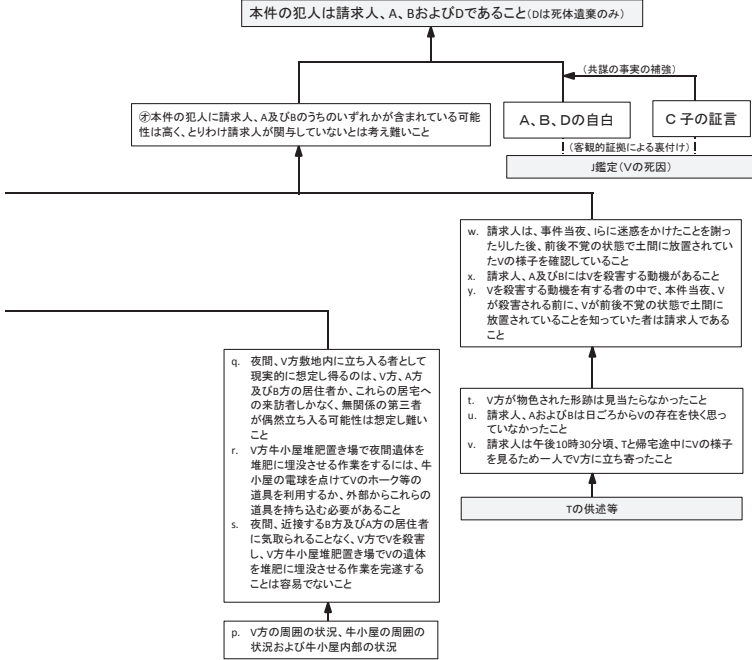
力によって窒息死に至ったものと想像され、他殺ではないかと想像されることが認められ、よって、Vは、堆肥に埋没した状態で死亡したのではなく、昭和五十四年十月十二日夜の前後頃、V方牛小屋堆肥置き場とは別の場所では何者かに殺害された後、同堆肥置き場に運搬され、堆肥の中に埋没させられたものと推認できること。

① (e) Vは、十月十二日、酒を飲んで外を出歩き、午後八時頃に酔い潰れて溝に落ちていたのを部落の者に発見されたこと、(f) Vの近隣に住むI及びTの両名がVを同人方まで届けたこと、(g) Vは前後不覚の状態であったうえ、着衣が濡れて下半身裸となっていたため、I及びTの両名はVを土間に置いたまま帰ったこと、(h) 近隣住民の多数の供述が取り調べられているにもかかわらず、これ以後に生前のVの様子を直接目撃したとする証拠がA及びBの自白以外に存在せず、Vが同月十三日以降に何らかの活動をしていた痕跡は見出せないことが認められ、よって、前記⑦で推認される事実と併せて、Vは、同月十二日夜、I及びTによってV方の土間に放置された後、遅くとも翌朝頃までの間に殺害されたものと推認できること。

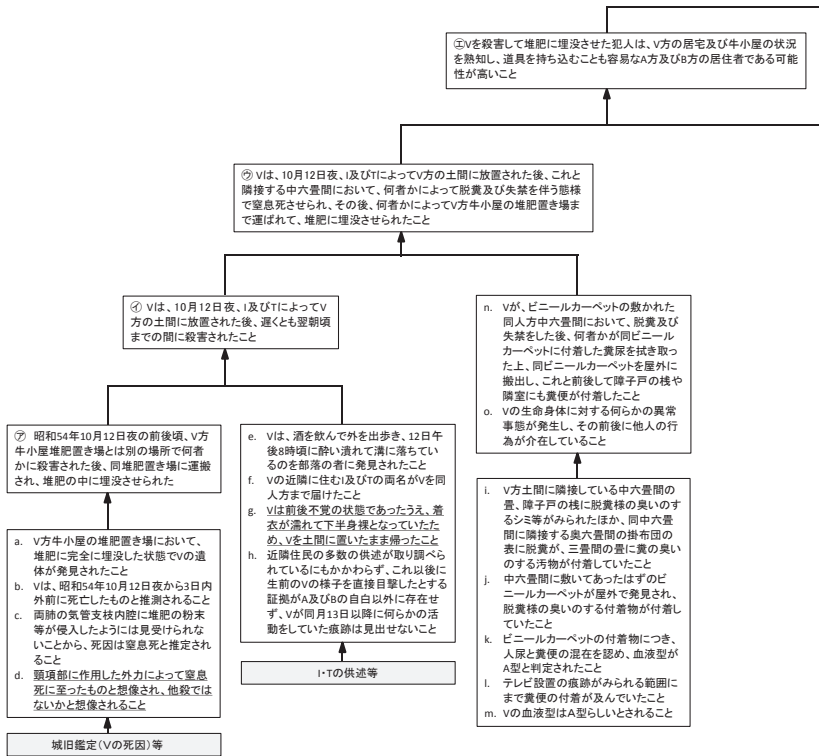
② (i) 十月十五日から十六日にかけて実施されたV方の実況見分の際、前記のとおりVが放置された同人方土間に隣接している中六畳間において、畳に尿臭や脱糞臭のするシミが、障子戸の棧に脱糞様の臭いのするシミが、それぞれみられたほか、同中六畳間に隣接する奥六畳間の掛布団の表に脱糞が、三畳間の畳に糞の臭いのする汚物が、それぞれ付着していたこと、(j) 中六畳間に敷いてあったはずのビニールカーペットが屋外で発見され、同ビニールカーペットにも、脱糞様の臭いのする黒褐色付着物がビニールカーペットの目に詰まり込んだような状態で付着していたほか、脱糞様のものが付着した足跡のような痕跡が印象されていたこと、(k) 同ビニールカーペットにつき鑑定検査をした結果、人尿と糞便の混在を認め、血液型がA型と判定されたこと、(l) 鑑定検査をした結果、テレビ設置の痕跡がみられる範囲にまで糞便の付着が及んでいたこと、(m) 法医

学鑑定の結果、Vの血液型はA型らしいとされることが認められ、これらによれば、(n) Vが、ビニールカーペットの敷かれた同入方中六畳間において、脱糞及び失禁をした後、何者かが同ビニールカーペットに付着した糞尿を拭き取った上、同ビニールカーペットを屋外に搬出し、これと前後して障子戸の棧や隣室にも糞便が付着したものと推認され、(o) Vの生命身体に対する何らかの異常事態が発生し、その前後に他人の行為が介在していることが推認されること。よって、前記④で推認される事実と併せて、Vは、同月十二日夜、I及びTによってV方の土間に放置された後、これと隣接する中六畳間において、何者かによって脱糞及び失禁を伴う態様で窒息死させられ、その後、何者かによってV方牛小屋の堆肥置き場まで運ばれて、堆肥に埋没させられたものと推認できること。

⑤ (k) V方の周囲の状況、牛小屋の周囲の状況および牛小屋内部の状況から、(g) 夜間、V方敷地内に立ち入る者として現実に想定し得るのは、V方、A方及びB方の居住者か、これらの居室への来訪者しかなく、無関係の第三者が偶然立ち入る可能性は想定し難いこと、(r) V方牛小屋堆肥置き場で夜間遺体を堆肥に埋没させる作業をするには、V方玄關上に設けてあるスイッチを操作して牛小屋の電球を点けるか、懐中電灯を使用して灯りを照らした上、ホークやスコップ等の道具を用いる必要があること、牛小屋の電球を点けてVのホーク等の道具を利用するか、外部からこれらの道具を持ち込む必要があること、(s) 夜間、近接するB方及びA方の居住者に気取られることなく、V方でVを殺害し、同入方牛小屋堆肥置き場でVの遺体を堆肥に埋没させる作業を完遂することは容易でないことが推認できること。そうすると、本件当夜V方敷地内に立ち入る可能性のある来訪者が証拠上想定されないことと前記④で推認される事実と併せて、Vを殺害して堆肥に埋没させた犯人は、V方の居室及び牛小屋の状況を熟知し、道具を持ち込むことも容易なA方及びB方の居住者である可能



第3次再審請求即時抗告審の分析した確定判決の証拠構造



性が高いこと。

④ (t) 実況見分の際V方が物色された形跡は見当たらなかったこと、(u) 請求人とVとの間には確執等があり、請求人、AおよびBは日ごろからVの存在を快く思っていなかったこと、(v) 請求人は午後十時三十分頃、Tと帰宅途中でVの様子を見るため一人でV方に立ち寄ったことが認められ、これらによれば、(w) 請求人は事件当夜もIらに迷惑をかけたことを謝ったりした後、前後不覚の状態で土間に放置されていたVの様子を確認していること、(x) 当時の事情から請求人、A及びBにはVを殺害する動機があると推認できること、(y) Vを殺害する動機を有する者の中で、本件当夜、Vが殺害される前に、Vが前後不覚の状態で土間に放置されていることを知っていた者は請求人であり、前記⑤のとおり、現実的な可能性として犯人として想定できるのは、請求人の他にA及びBらA方及びB方の居住者しかいないことなどを併せ考えると、本件の犯人に請求人、A及びBのうちのいずれかが含まれている可能性は高く、とりわけ請求人が関与していないとは考え難いといえること。

即時抗告審はこのように分析し、「本件では、客観的状況により確定一審判決の認定事実を一定程度推認できるもの、これのみでは具体的な犯行状況及び犯人を特定するには至らないところ、A、B及びCの各供述は、供述自体に内在する問題点を孕んでいるものの、大筋において相互に合致し、前記客観的状況にも符合し、かつ、城旧鑑定による客観的証拠の裏付けも存することによって、大筋においては信用できるとの信用性判断を導くことができ、このようにして間接事実による推認と直接証拠である各供述とが相互に相まって、確定一審判決の認定事実に至るものと解される」とした。

(4) 吉田鑑定の明白性についての判断

即時抗告審は、以上を踏まえて、吉田鑑定がその立証命題に関連する旧証拠に及ぼす影響は、確定審判決の事実認定およびこれに沿う内容のA、BおよびDの各供述の信用性判断の重要な柱となっている①Cの遺体発見時の状況及び城田鑑定に基づくCの死因及び犯行態様(間接事実⑦)、②前提事実とされたI・Tの各供述に基づくCを同入方に搬送した際の状況(間接事実④)、③犯行現場及び周辺の客観的状況等から推認される犯人像(間接事実⑨ないし⑩)であるとし、吉田鑑定がそれぞれの間接事実へ及ぼす影響(評価の変更)を検討する。

まず、間接事実⑦については、吉田鑑定によって、この間接事実⑦のみでは「何者かに殺害されたことを直ちに推認し得るものとはいえないこととなる」として推認力の減殺を認めた一方で、「死亡後に堆肥に完全に埋没した状態で遺棄されたものである事実が動かない以上、死体遺棄事件が存在することに変わりはない」とした。すなわち、死体遺棄事件の事実は動かないものの、殺人事件の事実についての推認力が減殺するとした。

そして、間接事実④については、「何者かに〔Vが〕殺害された」という前提事実が変更される結果、「新旧全証拠を総合評価して、I及びTの各供述の信用性を改めて検討し」、VをV方の土間に放置した旨のI・T供述が信用できるものといえない限り、④の間接事実は維持し得なくなるとして、新旧証拠によって、次のようにIとTの供述の信用性を評価した。

①まず、IとT供述は、溝の脇に横たわっているVを軽トラックで迎えに行き、Vを軽トラックの荷台に放り込み、V方まで搬送し、V方でVを下ろして最終的に土間に放置し、その前後にV方牛小屋でエサをやる作業等をしたという限度では相互に合致しているものの、V方に到着した後、Vを土間に放置するまでの軽トラックの位置関係、Vの様子、とりわけVが歩いてV方に入ったのか自ら歩くことができずIらに担ぎ込まれたのかとい

う点、V方牛小屋に立ち入った点を含めV方で実施した作業の前後関係等に「看過し難い食い違い」がみられる。

②そして、吉田鑑定がその立証命題に関連する旧証拠に及ぼす影響により、出血性ショックによつて死亡しあるいは瀕死の状態で倒れていたという現実的可能性を念頭に置くと、a) V方に到着した後の出来事、とりわけVの様子に関するIおよびTの各供述は、(Vが歩いてV方に入ったなど) Vが既に出血性ショックにより死亡し、あるいは瀕死の状態のVをV方に運び入れた様子としては不自然、不合理であつて、客観的証拠と整合しない可能性が否定できず、b) またVの死亡時期についても、I及びTがVを同人方土間に放置して退出した後であると即断することはできないことになる。

③さらに、IおよびTの各供述の信用性を「Vの死亡及びその後の死体遺棄に関与した可能性の有無という観点」から改めて検討すると、c) 前記「看過し難い食い違い」がみられる点もVをV方土間に運び入れて放置して退出した事実の有無という核心部分の信用性に疑義を生じさせるに足りるものと位置付けられることになり、d) 第一次再審において新証拠として提出された、IがVの死体が発見される以前からVが堆肥に埋まっていることを知っていたことをうかがわせる不可解な言動をしていたこと(Vの通夜において「V、わいも3日間苦しかったろう、おいも3日間風呂も入らずに気張った、すまんかった、何とか言ってくれ」と涙を流しながら言ったこと)などをあわせ考慮すると、「I及びTが：溝の脇に横たわっているVを軽トラックで迎えに行き、Vを軽トラックの荷台に放り込み、V方まで搬送したこと」はその他の証拠関係と矛盾することなく認定できるとしても、「V方に到着した後の出来事に関するI及びTの各供述部分」は俄かに措信し難いものといわなければならぬ。

さらに即時抗告審は、前提となる間接事実ア・イの推認力が減殺される結果、間接事実ウないしオについても推認

力は減殺されるとした。そして、前記の「客観的状況」について推認力の変化を踏まえて、信用性に争いのあるA、BおよびDの各証言および検察官調書における供述を見ると、前記各供述に現れた事実経過は、「前記客観的状況による推認の裏付けを欠き、せいぜいその供述が真実であるとするならば客観的状況としては矛盾しないということとどまる」とし、加えて、頸部圧迫による窒息死とみるのは矛盾するとの客観的証拠（吉田鑑定）が存在するため、「このような供述が大筋において合致しているからといって、直ちに信用できるものではない」とした。

即時抗告審は、以上の各供述の信用性評価を前提として、各供述を改めて検討すると、①「これらの各供述は、いずれも、あいまい、不自然、不合理で、迫真性がなく、核心部分も含めて変遷している箇所もみられるという特徴を有することから、一般的には信用性を否定する方向に働くもの」であり、②吉田鑑定がその立証命題に関連する旧証拠に及ぼす影響により、当初の客観的証拠（城田鑑定）の裏付けも失われるばかりか、かえって、客観的証拠（吉田鑑定）と核心部分において整合しないこととなる結果、「A、B及びDの各供述を、そのまま信用することはできない」と判断するのが合理的である」とした。さらに、③A、BおよびDが知的障害を有するために「各供述の信用性は一層低下することになる」とした。

(5) まとめと結論

即時抗告審は、最後に、①「念のため、確定一審判決の心証形成過程を離れて、新旧全証拠を通覧して確定一審判決とは異なる観点から各供述の信用性を検討」しても、Aは確定控訴審において請求人の関与だけでなくA自身の関与も否定する証言をし、第一次再審において服役を終えたDも確定一審では請求人を陥れるために故意に作り話をしたものと証言し、Cも請求人が夫Bに殺害を持ちかけ、これを承諾した事実はなかった旨証言していること、さら

にBも第一次再審弁護人に対して本件犯行に関与していない旨述べていた事実を記載した聴取事項反訳書も存在することが認められるため、確定一審判決が「証拠の標目」に挙示した変遷前の各供述の信用性を低下させるとした。

加えて、②「新旧全証拠を通覧して確定一審判決とは異なる観点から各供述の信用性を別途肯定しようとした」と解する余地のある」第二次再審即時抗告審決定の立場から検討しても、C子の供述は「一般的には夫であるBの刑事責任を軽減するために請求人を首謀者に仕立て上げる巻込み供述の危険性を念頭に置いて慎重に検討すべき供述である」から、C子の第二次再審即時抗告審決定の証拠評価には賛同し難く、また客観的状况による推認や客観的証拠による裏付けを前提とした第二次再審即時抗告審判決の判断は、同じく客観的状况等を前提とした「当審の前記判断と抵触するものではない」とした。

即時抗告審は以上のように判断し、最終的に、「吉田鑑定が確定審において提出されていた場合、その立証命題に関連する旧証拠に及ぼす影響により、確定一審判決の事実認定は維持し得なくなり、新旧全証拠をもってしても確定一審判決の認定した殺人、死体遺棄の事実を認定するに十分な証拠はないこととなるから、新証拠である吉田鑑定は、新旧全証拠との総合判断により、確定一審判決の認定した殺人、死体遺棄の事実認定に合理的疑いを生じさせるに足る証拠であると認められ、刑法四三三五条六号所定の「無罪を言い渡すべきことが明らかな証拠」に該当する」とした。

4. 小括

すでにみたように、請求審と即時抗告審は、二段階説に立って明白性を判断したように思われる。両者は同じく再審開始という結論に至ったが、その判断過程はかなり異なる。

第一に、両者は、確定有罪判決の証拠構造ないし「心証形成過程」の捉え方が異なる。請求審は従前の再審請求審と同様に、共犯者の自白およびC子の目撃供述が証拠構造の中核であるとした。これは基本的には第二次再審請求における即時抗告審の判断と同様である¹⁾。他方、即時抗告審は、共犯者の自白およびC子の目撃供述の証拠構造における重要性は維持しながらも、「客観的状况」(間接事実)に大きな光を当て、詳細に確定判決の「心証形成過程」を分析している。

第二に、大橋・高木新鑑定についての評価が異なる。請求審は、心理学的供述評価の手法自体を「司法の場での総合的な信用性判断に際し、有意な情報として利用することができる」と評価し、裁判員裁判における供述の信用性評価についての「共通の土台やツールの一つとなり得るもの」とまで踏み込んだ。そして、心理学的供述評価の手法を重視して、第二次再審請求における大橋・高木旧鑑定と合わせて、共犯者の自白およびC子の目撃供述の信用性の減殺を認めた。

他方、即時抗告審は、このような請求審の判断を「論理に飛躍があり、かつ、何ら合理的根拠を示さない不合理なものといわざるを得ない」として、大橋・高木新鑑定の明白性を否定した。しかし、即時抗告審が、共犯者の自白およびC子の目撃供述の信用性評価について、意を払っていないわけでは当然ない。即時抗告審は、共犯者自白等には客観的な証拠の裏付けがないことに加え、「あいまい、不自然、不合理で、迫真性がなく、核心部分も含めて変遷している箇所もみられるという特徴を有することから、一般的には信用性を否定する方向に働くもの」として、一般的な供述評価の注意則のレベルで、共犯者自白等の信用性を弾効しているからである。現在、最高裁のレベルでは、心理学的供述評価の手法が未だ受け入れられているとは言えない現状において、現実的な証拠評価を選択したともいえる。

第三に、吉田鑑定についての評価、とりわけその立証命題に関連する旧証拠の理解が異なる。請求審は吉田鑑定に

「頸部圧迫による窒息死であることを積極的に認定できる所見がない」というレベルで、一定の証明力を認めた。

他方、即時抗告審は、この請求審の判断につき、①吉田鑑定によりその立証命題に関する旧証拠がどの程度弾劾されるのか、②その立証命題に関連する旧証拠に基づいて認定された事実等にとどのような影響があるのか、さらには③新旧証拠を再評価すると確定審の事実認定にどのような影響があるのかについての検討が行われていないとして非難した。そして、前記の確定判決の「心証形成過程」の分析ののち、吉田鑑定がその立証命題に関連する旧証拠に及ぼす影響は、①Cの遺体発見時の状況及び城田鑑定に基づくCの死因及び犯行態様（間接事実⑦）、②前提事実とされたI・Tの各供述に基づくCを同方向に搬送した際の状況（間接事実④）、③犯行現場及び周辺の客観的状況等から推認される犯人像（間接事実⑨ないし⑩）であると広く捉え、最終的にその吉田鑑定の明白性を認めたのであった。

翻ってみるに、吉田鑑定の立証趣旨は「Vの死因」、すなわち事件性である。Vの死因が「絞殺による窒息死」でなければ、事件性が否定される。たしかに、即時抗告審も認めているように、吉田鑑定の証明力は限定的なものであるが、その立証命題に関連するのはほほすべての旧証拠であるということができる（その意味で、新証拠の証明力の強さと、その立証命題に関連する旧証拠の範囲は別途問題となると理解することも可能であろう。したがって、新証拠の証明力が限定的なものであっても、証拠構造次第では、その立証命題に関連する旧証拠の範囲は大きくなることもありうる）。即時抗告審はこのような観点から、旧証拠を全面的に検討し直し、新旧証拠を全面的に再評価して、吉田鑑定の明白性を認めたものと思われる¹²⁾。二段階説は、①新証拠とその立証命題に関する旧証拠の限定的再評価と、②新旧全証拠の全面的再評価の二段階を含むところ、①の限定的再評価の段階で新証拠の明白性が否定されてしまったりスクがあることが、従来指摘されてきたが、即時抗告審の理解によれば、①と②の過程が実質的にはほぼ重なるため、そのようなリスクは回避されることになる。もつとも、即時抗告審が新証拠（吉田鑑定）の立証命題に関連する旧証

拠の範囲を広く捉えた点は、のちに特別抗告審によって咎められることになった。

第四に、即時抗告審は、いわゆる心証引継ぎ説に立脚して、明白性を判断しているように思われる。¹³⁾心証引継ぎ説については学説上批判されてきたが、検察官が特別抗告を行った布川事件の第二次再審請求に関する特別抗告審決定において「原決定は、旧証拠に関し、新証拠と離れて、まず自らが改めてその信用性を評価しているように理解される余地があるなど、その説示には必ずしも首肯し難い点があることを付言しておきたい」との補足意見が付されたことを考えあわせるとき、大崎事件の即時抗告審が心証引継ぎ説をとったことは興味深いものがある。さらに、即時抗告審は、あえて①再評価説の立場からも検討し、②また、確定一審判決とは異なる観点から各供述の信用性を評価した可能性のある第二次再審即時抗告審決定の立場からも検討した上で、再審開始の結論は変わらないとした。

このように即時抗告審は、多様な観点から周到に配意した再審開始決定であったように思われる。しかしながら、特別抗告審は冒頭記載のように、再審開始決定を取消し、再審請求を棄却した。

5. 本決定の検討

(1) 問題の所在

再審開始を認めた請求審および即時抗告審の判断について、本決定は、四一条により職権調査したうえで、冒頭記載のように判示したが、まず確認しなければならないのは、取消の理由である。

本決定は、請求審決定および即時抗告審決定には「刑法法四三五条六号の解釈適用を誤った違法」があるので、取消しを免れないとした。

この「刑訴法四三五条六号の解釈適用を誤った違法」は、原決定が、吉田鑑定によって城田鑑定以外の確定判決を支える証拠の証明力に影響が及ぶとしたことについて指摘されている。すなわち、「原決定が…吉田鑑定を根拠としてI及びTの各供述が信用し難いとし、A、B及びDの各自白の信用性に重大な疑義が生ずることになるなどとした点は、吉田鑑定の問題点やそれに起因する証明力の限界を十分に考慮しないまま、確定判決を支える証拠の証明力について吟味することなく、吉田鑑定を決定的な意味を持つ証拠であると過大に評価し、実質的な総合評価を行わずに結論を導いたもので、不合理であるといわざるを得ない。吉田鑑定は、確定判決の事実認定について合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠とはいえない」という判示がそれである。

もつとも、この問題を検討する前提として確認しておかなければならないのは、原決定と本決定とで、確定判決の証拠構造分析は同じか、異なるかという問題と、本決定の明白性判断の手法のあり方である。

さらに、本決定に関するより一般的な問題として、特別抗告審が、請求審及び即時抗告審の下した再審開始決定を取消し、自判して棄却できるのかという問題が挙げられる。大崎事件についての本決定が衝撃をもって受け止められたのはまさにこの点だったからである。

以下では、まず、①本決定における確定判決の証拠構造の理解、②本決定の明白性判断の手法のあり方とその当否を確認した上で、本決定のいう「刑訴法四三五条六号の解釈適用を誤った違法」に関して、③吉田鑑定が城田鑑定に及ぼす影響、④吉田鑑定が城田鑑定以外の確定判決を支える証拠に及ぼす影響（⑦I・T供述の信用性判断ならびに①共犯者の各自白および目撃供述の信用性判断に及ぼす影響）について検討し、さらに一般的な問題として、⑤再審請求における特別抗告審の取消決定・自判のあり方について考察することにする（なお、大橋・高木新鑑定の評価については触れるにとどめる）。

(2) 本決定における確定判決の「証拠構造」分析

まず、原決定と本決定との証拠構造分析の異同についてである。本決定は明示的に「証拠構造」ないし「心証形成過程」という文言は使っていない。しかし、本決定は、「客観的状況から推認できる事実とA、B及びDの各自白ならびにC子の目撃供述があいまって犯行に至る経緯及び罪となるべき事実が認定されていると解される」と理解し、「関係証拠から認められる客観的状況」を確認したのちに、⑦「A、B及びDの各自白並びにC子の目撃供述が存在し、これらが大筋で整合していること」、⑧「I及びTは、溝付近で倒れていたVをトラックの荷台に乗せて、同方向に連れ帰り、生きている状態の同人を土間に置いて立ち去ったという旨の一致した供述しており、前記の客観的状況からの推認やA、B及びDの各自白並びにC子の目撃供述の信用性を判断するに当たつての前提となつている」ことを確認している。

簡略すぎるくらいはあるものの、この分析は即時抗告審が詳細に判示した確定判決の「心証形成過程」にほぼ対応すると思われる（もつとも、ビニールカーペット等の客観的証拠には言及されていない）。したがって、本決定における確定判決の証拠構造分析は原決定と同様のものと評価できる。

(3) 本決定の明白性判断の手法

次に、本決定の明白性判断の手法を確認しよう。当然であるが、本決定は法律審の立場から、原決定の判断を検討しているとみられる。それゆえ、原決定がいわゆる全面的再評価説（二段階説）の立場をとっているため、必然的に、本決定の検討も全面的なものに及んでいる。もつとも、本決定の証拠評価に関する検討が全面的なものに及んでいるからといって、本決定がいわゆる全面的再評価説（二段階説）の立場を採っているわけではない。

本決定は、原決定が重きを置いた吉田鑑定の明白性判断について、吉田鑑定は「同人（V）の死因又は死亡時期に關する認定に決定的な証明力を有するものとまではいえないため、これが無罪を言い渡すべき明らかな証拠といえるか否かは、その立証命題に關連する他の証拠それぞれの証明力を踏まえ、これらと対比しながら検討すべきものである」とする。この判示は、かりに「立証命題に關連する他の証拠」の証明力が強ければ、相対的に、新証拠の証明力は低下し、それゆえ、新証拠の明白性が否定される結果となるため、いわゆる限定的再評価説に立った説示といえる。したがって、即時抗告審と特別抗告審は、ほぼ同様の確定判決の証拠構造分析に立脚した上で、総合評価ないし証拠評価のあり方が異なる（疑義が生じると答えたのが即時抗告審であり、生じないと答えたのが特別抗告審）ということになる。

以上を踏まえて、本決定が判示するところの、吉田鑑定の①城田鑑定に及ぼす影響、②I・T供述の信用性判断に及ぼす影響ならびに③共犯者の自白および目撃供述の信用性判断に及ぼす影響に分けてみていくことにしよう。

（4）吉田鑑定の城田鑑定に及ぼす影響

本決定は「城田鑑定との関係について、前記のように、原決定が、吉田鑑定によって城田鑑定が信用性を否定されたとしても、そのことから直ちに確定判決の頸部圧迫による窒息死との認定に合理的疑いを生じさせる関係にはないとした点は、合理的な判断である。」とする。一見すると、単に原決定の判断を追認したかのようと思われるが、原決定は、「Vは殺害されたのち堆肥の中に遺棄された」旨の間接事実⑦に關し（圈点引用者、吉田鑑定によって「何者かに殺害されたことを直ちに推認し得るものとはいえないこととなる」として殺人の事件性については推認力の減殺効を認めていた一方で、本決定は、改めて吉田鑑定の問題点があることを指摘しているためか、吉田鑑定によって「確

定判決の頸部圧迫による窒息死との認定」「すなわち殺人の事件性には直ちに合理的疑いを生じさせる関係にはないと理解したとも読め、ややニュアンスが異なっている。

(5) 吉田鑑定がI・T供述の信用性判断に及ぼす影響（事件性についての判断）

本決定は、次に、城田鑑定以外の確定判決を支える証拠に対し、「Vの死因又は死亡時期との関係」で吉田鑑定が合理的疑いを生じさせるといえるのかについて検討を進め、「そもそも、吉田鑑定は、Vの死因が出血性ショックであった可能性等を示すものではあるが、同人の死亡時期を示すものではなく、I及びTがVを同人方に送り届けるよりも前に同人が死亡し、あるいは瀕死の状態にあったことを直ちに意味する内容とはなっていない。」とする。

吉田鑑定の立証趣旨は本来、「Vの死因」であるが、原決定が吉田鑑定の内容を基礎とした判断がなされるとすると、Vの死因の「成傷機序」は、「溝に自転車ごと転落したこと以外に考えられない」として、事件当日「午後八時三十分頃から同日午後九時頃までの間にI及びTがVを自宅まで搬送した際には、Vは既に出血性ショックにより死亡し、あるいは瀕死の状態にあった可能性が相当程度に存在することになる」と判示した内容を受けたものといえる。さらに、本決定は「原決定がいうように、吉田鑑定を根拠として、Dが出血性ショックにより同人方に到着する前に死亡し、あるいは瀕死の状態にあった可能性があるとして、A、B及びDの各自白並びにC子の目撃供述の信用性を否定するといえるのであれば、関係証拠から認められる前記の客観的状況に照らし、事実上、Dの死体を堆肥中に埋めた者は最後に同人と接触したI及びT以外に想定し難いことになる」とする。これは即時抗告審決定の「合理的疑い」の中身を直截かつ具体的に表現したものであろう。

もっとも、本決定は続けて「しかし、同人らがDの死体を堆肥中に埋めるといふ事態は、本件の証拠関係の下では

全く想定できない。原決定が、I及びTの各供述の信用性に疑いを生じさせるとして掲げる事情も、信用性に影響を与えるようなものではない」とする。IとTが死体を遺棄した可能性は「本件の証拠関係の下では全く想定できない」と一刀両断する理由がなんら述べられていない点で、異様な判示に映る。

また、本決定が挙げる「原決定が、I及びTの各供述の信用性に疑いを生じさせるとして掲げる事情」とは、即時抗告審が判示した吉田鑑定を旧証拠との総合評価に投入するとIとT供述には「看過し難い食い違い」等がみられる点や、第一次再審請求の新証拠が提示するIの不可解な言動等がそれに該当すると思われる。その意味で、本決定は、以前の再審請求における新証拠を含めて新旧証拠の総合評価をしたとしても、I・Tの各供述の信用性は減殺されないと判断したと考えられる。

加えて、本決定は、I及びTの各供述（内容）が「相互に支え合い」、「客観的状況に照らして少なくともVの死体を堆肥に埋めたことについては何者かが故意に行ったとしか考えられず、その犯人としてAらN家以外の者は想定し難い状況にあった」ことの推認の前提となっているとする。この判示は、即時抗告審が確定判決の「心証形成過程」の中で示した間接事実⑤ないし⑥に対応する。

以上のように、本決定はI・T各供述の信用性は減殺されなかったために、原決定の結論とは逆に、「客観的状況」に照らして、「少なくともVの死体を堆肥に埋めたことについては何者かが故意に行ったとしか考えられず、その犯人としてAらN家以外の者は想定し難い状況にあった」事実（間接事実⑤ないし⑥）を認めることができるとしたが、推認の前提となったのは、すでにみたように、IとTが死体を遺棄した事実は「本件の証拠関係の下では全く想定できない」という判断であった。

しかし、「本件の証拠関係の下では…」という説示に反して、IとTが死体を遺棄した事実は「全く想定できない」

とした本決定の判断は、証拠に基づかない認定の可能性、あるいはI・T供述の信用性判断の根拠にI・T供述の信用性を援用している点で論理則違反の可能性がある。本件の再審請求においては「死体遺棄の真犯人」を積極的に示す必要はない。新証拠によって確定判決の事実認定につき合理的な疑問を生じさせれば足りる。

(6) 吉田鑑定が共犯者自白および目撃供述の信用性判断に及ぼす影響（犯人性についての判断）

さらに、本決定は、前記の「少なくともDの死体を堆肥に埋めた：犯人としてAらN家以外の者は想定し難い状況にあった」ことなどの「客観的状况等」を踏まえて、「A、B及びDの各自白並びにC子の目撃供述は、相互に支え合っているだけでなく、以上のような客観的状况等からの推認によっても支えられているのであり、A、B及びDの知的能力や供述の変遷等に関して問題があることを考慮しても、それらの信用性は相応に強固なものであるということができる。」とした。

A、B及びDの各自白並びにC子の目撃供述が、「相互に支え合っている」「客観的状况等からの推認によっても支えられている」という判断については、目新しいものではなく、即時抗告審が確定判決の「心証形成過程」の分析で明示したように、確定第一審の有罪心証のとおりである。

また、「A、B及びDの知的能力や供述の変遷等に関して問題があることを考慮しても：」と言及されていることから、本決定は、以前の再審請求における新証拠を含めて新旧証拠の総合評価をしても、A、BおよびDの各供述の信用性は減殺されないと判断したと考えられる。

もっとも、本判決のいう「客観的状况等」については、すでにみたように、IとTが死体を遺棄したことは「本件の証拠関係の下では全く想定できない」ということが前提となっていることに加え、I・T供述の信用性とは別個に

問題となる、吉田鑑定が共犯者らの自白の信用性を減殺する影響を考慮していないように見受けられる。さらに、多くの疑問が提起されてきた共犯者自白等が同一の内容を推認していることのみをもって「相互に支え合っている」と評価できるかについては大いに疑問であり、加えて、反対仮説を考慮することなく、前記のような問題のある共犯者自白等が、前記のような問題のある「客観的状況等」からの推認によっても「支えられ」、したがって「それらの信用性は相応に強固なもの」といえるかどうかとも極めて疑問であろう。

(7) 本決定の総合評価について

本決定は、以上のような「総合評価」の過程をへて、吉田鑑定により、I及びTの各供述、A、BおよびDの各自白ならびにC子の目撃供述に疑義は生じないため、原決定は「吉田鑑定を決定的な意味を持つ証拠であると過大に評価し、実質的な総合評価を行わずに結論を導いたもので、不合理であるといわざるを得ない」とした。

原決定が示唆したように、かりに被害者の死因が窒息死でなければ、ただちに本事件は「空中楼阁」となる。したがって、吉田鑑定の旧証拠に対する立証命題は、事件性そのものであり、「城旧鑑定以外の確定判決を支える証拠」に及ぶといわざるをえない。しかし、本決定は、この点をとらえて、吉田鑑定の証明力には限界があるとして、原決定は吉田鑑定を「決定的な意味をもつ証拠であると過大に評価し、実質的な総合評価を行わずに結論を導いた」とした。

本決定がいう「総合評価」とは、新証拠とその立証命題に関する他の証拠の証明力と「対比しながら検討」すべきとされるどころ、本決定のいう「総合評価」の局面において吉田鑑定の証明力と具体的に「対比しながら検討」されたのは、①城旧鑑定、②間接事実⑤の前提となったI・T供述の証明力、③A、BおよびDの自白の証明力であった。そして、すでにみたように、この②および③の証明力の前提となっているのは、IとTが死体を遺棄した事実は「本

件の証拠関係の下では全く想定できない」(I・Tが死体を遺棄していないことは動かない事実である) という判断である。

しかし、すでにのべたように、IとTが死体を遺棄した事実は「全く想定できない」とした本決定の判断は、証拠に基づかない認定の可能性あるいは論理則違反の可能性がある。かりにそうだとすれば、証拠に基づかない「動かない事実」を前提に、②および③の証明力を措定することは、本来の証明力よりも見かけ上「かさ上げ」している可能性があり、また、その「かさ上げ」された各証拠の証明力と新証拠(第一次再審・第二次再審の新証拠を含む)を「対比しながら検討」することは、新旧証拠の「総合評価」において新証拠の証明力を不当に低く評価することになる。特別抗告審の「独自の証拠評価」の可能性が高い。

したがって、本決定の「独自の証拠評価」による前提事実から導かれた、「原決定が…吉田鑑定を決定的な意味をもつ証拠であると過大に評価し、実質的な総合評価を行わずに結論を導いた」という説示もまた、①必然的に証拠評価それ自体として失当であり、かつ②判例違反の可能性がある。新証拠それ自体には一定の証明力しか認められなくとも、新旧全証拠を総合して判断すれば、当該新証拠に明白性が認められるということは、すでに白鳥・財田川決定(とりわけ財田川決定)で判示されたとおりである。原決定は、吉田鑑定が「決定的な意味をもつ証拠」ではない(孤立評価では明白性が肯定できない)からこそ、第一次再審請求における新証拠も投入した新旧証拠の総合評価によって、吉田鑑定の明白性を肯定した。むしろ、本決定は、前記の通り、I・T供述の信用性およびA・B・Dの自白の信用性を「過大に評価」し(そのゆえ吉田鑑定が旧証拠に及ぼす影響を極小化し)、もって「実質的な総合評価」を行わずに(実質的には吉田鑑定の限定的再評価のみ行い)、新証拠の明白性を否定した可能性がある。近年、検察官の立場から、「総合評価」の名のもとに、新証拠に強い証明力を要求し、実質的には「孤立評価」に限りなく近い限定的再評価

の手法が提唱（再評価）されており、本決定も同様の手法をとったものとも評価しうる¹⁴。しかし、かりにそのような立場に立ったとしても、I・T供述や共犯者自白等の脆弱な旧証拠に新しく「独自の証拠評価」を加え、旧証拠の脆弱性に対する反論を退けることは許されないであろう。大崎事件の第二次再審請求における請求人側の特別抗告を棄却した裁判官が、本決定に関わっていることも、気にかかる。

（8）特別抗告審における不利益方向の取消自判について

本決定は特別抗告審が請求審および即時抗告審において下された再審開始決定を取消し、かつ、自判して棄却した点で異例のものである。以下、①取消した点、②自判した点について若干検討する。

（a）まず、特別抗告審が再審請求を取り消した点についてである。すでにふれたように、最近に至るまで再審請求に関して取消決定を下した最高裁の事例はすべて請求人に利益な方向での決定であった¹⁵。

しかし、近年、最一決平成二十九年三月三十一日公判判例集未登載は即時抗告審の再審開始決定を取消して差し戻し、さらに最一決平成二十九年十二月二十五日判時二三九〇号一〇四頁は、即時抗告審の再審開始決定を取消自判して、再審請求を棄却した（いずれも請求審では再審請求棄却）。本決定に先行して下された事例であり、かつ、本決定を下した裁判体と同一の裁判体であることも注目される。そして、両決定ともいわゆる限定的再評価説に立つものと思われ、大崎事件に関する本決定も、これらの両決定の延長線上に位置づけられるといえよう。

四一一条の職権取消は、法令違反等があつて「原判決〔決定〕を破棄しなければ著しく正義に反すると認められるとき」になされる¹⁶。その点で、即時抗告における再審開始決定の取消（四二六条二項のみ適用）とは全く異なる。

周知のように、従来、特別抗告に四一一条の適用があるか否かについては争いがあった¹⁹。四三三条は「第四百五条

に規定する事由があることを理由とする場合に限り」特別抗告を認めているからである（圈点引用者）。また、四一条は「判決」を破棄する事由を規定したものであり、その事由は、①法令違反、②量刑不当、③事実誤認、④再審事由、⑤判決後の刑の廃止等を列挙し、決定又は命令を取り消すべき事由を規定したものではない。さらに、抗告については、四一条を準用する規定すらない²⁰。しかし、判例は特別抗告には四一条が適用されると理解し²¹、現在に至っている。

このように、一般抗告にはなく、特別抗告のみに四一条の準用が認められてきた理由は、四〇五条の事由のみでは救済できない「原判決（決定）」を破棄しなければ著しく正義に反する」場合に、救済を図ろうとしたもの、換言すれば、憲法の観点から許されない法令違反等の救済を図ろうとしたものである。したがって、従来の運用、とりわけ再審について言えば、請求人の利益方向に再審請求棄却決定を取消した、財田川決定や名張事件第七次再審請求の特別抗告審決定は、十分首肯できるものである。憲法の観点からしても誤判救済は至上命題であるからである。

では、本決定はいかがであろうか。すでにみたように、請求審および即時抗告審決定は、誤判救済のために十分説得力ある論理を展開していたように思われるが、本決定においては「独自の見解」や「独自の証拠評価」に基づく論理が展開されており、その結論も全く論理的でないことは前述のとおりである。したがって、本特別抗告審が四一条を準用して不利益方向に原決定を取り消す決定をしたことは、特別抗告審による四一条の濫用ともいえる。

(b) 次に、本決定が原決定および原々決定を取り消した上で、差戻しすることなく、自判した点についてである。最近に至るまで再審請求に関して請求人に利益方向に取消決定を下した最高裁の事例はすべて原審に差戻しをした事例であった。

たしかに、特別抗告を認容した従来の事例でも原決定を取消した上で、自判したものは一定数存在するが、ここで

は、抗告できる他の裁判と、再審請求の審理との差異に着目する必要がある。すなわち、白鳥決定等がこれまで判示してきたように、再審請求の審理は、実際には実体面についての判断が中心となつていふ事実である。そして、特別抗告審は法律審である。したがつて、実体面についての判断が中心となる再審請求においては、法律審である特別抗告審は、「差戻し」が原則とならう（なお、前述した特別抗告審の憲法上の役割からすれば、請求人に利益な自判は許されると思われる）。もっとも、本決定が前記のI・Tにかかる「前提事実」に立つて確定判決の事実認定を維持し、かつ、あえて自判した点に、今後の再審の方向性についての最高裁の強いメッセージをくみとることも可能であろう。

6. おわりに―最高裁判所の役割とは何か？

本決定によって、大崎事件の第三次再審請求は終了した。しかし、本決定には、前記のような重大な問題がある。このようなきわめて重大な問題をもつ本決定が、請求人の四十年に及ぶ無実の叫びに応えた原決定を取消したことは、まさに「著しく正義に反する」といえよう。また、本決定は、近年の再審開始決定に対する積極的な検察官抗告を背景として下されたものであるが、再審請求における検察官抗告それ自体についても、二重の危険や迅速な裁判の要請等はもちろん、検察官が利益再審の筆頭の請求権者として規定されていることに鑑みれば、違憲の疑いが強い²²。

現行刑法の再審規定には多くの不備があるが、戦後、わが国の裁判所は、白鳥・財田川決定に代表されるように、解釈によって不備を補ってきた。解釈による再審の運用は柔軟であるがゆえに、不安定さをもあわせもつ両刃の剣である。しかし、多くの問題を残しながらも、これまで数多くの勇氣ある裁判官たちが自らの良心に従い、憲法および法律にのみに拘束されつつ、多くの再審事例を生んできた。

このようなわが国の再審事例の判例および裁判例の積み重ねは容易には突き崩されることはないであろうし、また突き崩れてはならないだろう。しかし、近時、検察官の特別抗告に呼応する形で、本決定のような最高裁による利益方向の再審開始決定の破棄事例が散見される。しかし、果たしてこれでよいのか。最高裁判所は日本国憲法で定められたみずからの役割を放棄しているのではないか。本決定は、戦後の再審史からみると「異端」であり、少なくとも、再審請求の明白性の判断方法における「先例」とは到底、評価できない。また、再審制度の不安定な運用を是正し、再審を無辜の救済に真に役立つものとするため、早急な再審法の改正が必要であろう。

【付記】 本稿執筆に当たって、大崎事件弁護団の鴨志田祐美弁護士にご高配を賜った。また、九州事実認定研究会の諸先生方には大変有益なご意見を頂戴した。記して格別の謝意を表する。脱稿後、門野博「大崎事件最高裁決定について―このような認定が許されてよいのか」法セミ六四卷九号一頁以下、伊藤睦「判批」法セミ六四卷一〇号一二六頁、中島宏「再審開始は『著しく正義に反する』のか？」法時九一卷一四四頁以下、判タ一四六二号二五頁以下の「解説」に接した。

- (1) 鹿児島地判昭和五十五年三月三十一日公判判例集未登載。
- (2) 大崎事件第一次再審請求については、武藤糾明「再審請求事件（大崎事件）・重い扉を開いた再審開始決定」季刊刑事弁護三一号（二〇〇二年）五二頁以下、亀田徳一郎「再審事件を学ぶ・大崎事件」同三四号（二〇〇三年）一七頁以下、川崎英明「大崎事件・即時抗告審決定の論理と問題点」同四二号（二〇〇五年）一三頁以下、笹森学「大崎事件・特別抗告審で何を訴えるか―証拠の明白性の判断枠組み」同四四号（二〇〇五年）六三頁以下など参照。
- (3) 大崎事件第二次再審請求については、鴨志田祐美「大崎事件―つづら折りの事件史あるいは奮闘記」法セミ六八六

号（二〇一二年）四一頁以下、鴨志田祐美「大崎事件第二次再審請求から見た刑事司法の課題」同七一九号（二〇一四年）七頁以下、木谷明「再審請求審における証拠開示の重要性―大崎事件・再審請求審提出上申書」季刊刑事弁護七八号（二〇一四年）七四頁以下、泉武臣「再審請求審における証拠開示の現状と課題・大崎事件」同八〇号（二〇一四年）一一〇頁以下、即時抗告審決定に対する評釈として、豊崎七絵「判批」法時八七巻一〇号（二〇一五年）一一六頁以下など参照。

(4) 大崎事件第三次再審請求については、鴨志田祐美「大崎事件第三次再審請求審の総括」季刊刑事弁護九〇号（二〇一七年）一〇七頁以下、泉武臣「大崎事件における証拠開示の攻防」同一二二頁以下、鴨志田祐美「大崎事件第三次再審請求―二度目の再審請求開始決定と即時抗告審の攻防」同九二号（二〇一七年）九九頁以下、鴨志田祐美「再審開始決定に対する検察官抗告の不正義―特別抗告三事件にみる検察官の『再審妨害』」同九九号（二〇一七年）五三頁以下、鴨志田祐美「大崎事件第三次再審請求・再審開始決定」判時三三四三三三号（二〇一七年）一三〇頁以下、水野智幸「供述心理学で『嘘』は見抜けるか―大崎事件再審開始決定・鹿児島地決平成二十九年六月二十八日に接して」法時八九巻一〇号（二〇一七年）四頁以下、請求審決定に対する評釈として、中島宏「判批」法セミ七五三三三三号（二〇一七年）一二二頁、三島聡「判批」法時九〇巻一〇号（二〇一八年）一二二頁以下など参照。

(5) 戦後の再審史については、拙稿「刑事再審の史的素描」大阪経済法科大学法学論集七七号（二〇一七年）二五頁以下参照。拙稿執筆当時、大崎事件の即時抗告審決定及び特別抗告審決定は出されていなかった。拙稿において、筆者は、供述心理学鑑定に重きを置いた大崎事件の請求審決定の論理が、戦後再審史の中で特異なものであることを指摘し、「供述心理学鑑定が再審においてどのような位置を占めるかは大崎事件の今後の展開にかかっている」とコメントしたが、即時抗告審決定及び特別抗告審決定では、供述心理学鑑定の証明力は限定的なものであると判示された。

(6) 取消決定についていえば、従来、即時抗告審・異議審（高裁）においても請求人の利益方向での取消決定が多かった。たとえば、松山事件（仙台高決昭和四十八年九月十八日刑月五巻九号一二二二頁）、弘前事件（仙台高決昭和五十一年七月十三日高刑集二九巻三三三三三三頁）、米谷事件（仙台高決昭和五十一年十月三十日高刑集二九巻四号五五七頁）、免田事件（第六次、福岡高決昭和五十四年九月二十七日刑集三四巻七号六四二頁）、滝事件（東京高決昭和五十五年十月十六

- 日刑月一二卷一〇号一一二四頁）、島田事件（東京高決昭和五十八年五月二十三日刑月十五卷四六号三〇二頁）がそれである。他方、不利益方向の取消決定は、吉田事件（名古屋高決昭和三十七年一月三十日高刑集十五卷一号一一頁）、免田事件（第三次、福岡高決昭和三十四年四月十五日刑事再審制度研究会編『著名再審事件未公判裁判例集（一）』五二頁）のそれであり、いずれも白鳥決定以前のものであった。とりわけ、一九九〇年代以降、即時抗告審・異議審においても不利益方向の取消決定は目立ってきている。①日産サニー事件（仙台高決平成七年五月十日判時一五四一五二頁）、②大崎事件（第一次、福岡高宮崎支決平成十六年十二月九日判タ一一一〇号八六頁）、③名張事件（第七次、名古屋高決平成十八年十二月二十六日判タ一二三五号九四頁）、④福井事件（名古屋高決平成二十五年三月六日公判判例集未登載）、⑤袴田事件（東京高決平成三十年六月十一日公判判例集未登載）がそれである。
- （7）たとえば、観音堂事件（東京高決昭和三十五年八月三日東高時報一一卷八号二〇九頁）、梅田事件（札幌高決昭和六十年二月四日判時一一四一三六頁）、徳島事件（高松高決昭和五十八年三月十二日判時一〇七三三三頁）参照。また、差戻後のものについては、財田川事件、島田事件、松山事件がある。
- （8）九州再審弁護団連絡会出版委員会『緊急提言！刑事再審法改正と国会の責任』（二〇一七年）二九二頁。鴨志田・前掲註
- （9）（4）「再審開始決定に対する検察官抗告の不正義」も参照。
- （10）たとえば、日弁連昭和三十七年改正要綱（一九六二年理事会採択）、日弁連昭和五十二年案（一九七七年理事会決定）、日本社会党第二次改正案（一九八四年五月国会提出）、日弁連昭和六十年案（一九八五年理事会承認）、日弁連平成三年案（一九九一年理事会承認）など参照。また、九州再審弁護団連絡会出版委員会・前掲註（8）二九〇頁以下も参照。
- （11）再審事件は、各事件の証拠構造に即して、①間接証拠しかない間接証拠型、②請求人本人の自白が存在する自白存在型（ほかに共犯者自白や間接証拠がある場合も含む。ただし単なる自認の場合含まない）、③請求人本人の自白はないが共犯者の自白が存在する共犯者自白型の三つに類型化しうる。拙稿・前掲註（5）二七頁参照。
- （12）三島・前掲註（4）一二四頁。
- 三島・前掲註（4）一二五頁。
- 即時抗告審のこのような判断過程については、「新旧全証拠を『全面的に』再評価する過程がない」との評価も見られる

(13) 三島・前掲註(4) 一二五頁は、「学説上つとに批判されてきた心証引継説が、第三次即時抗告審で再び採用されている」とする。

(14) 福島弘『再審制度の研究』(二〇一五年) 一六四頁参照。

(15) 毎年度、判例時報掲載の「最高裁判事破棄判決の実情」等を参照すると、戦後、特別抗告が認容された事例は平成二十九年までで、六十一件に及ぶ。全体的に見れば、被疑者・被告人等の利益のために運用されてきたというが、この点については改めて別稿で検討することにした。

(16) その要旨は次のとおりである。なお、高倉新喜「判批」法セミ七五一号(二〇一七年) 一二二頁によれば、同決定は、裁判所がその裁量を誤つて必要な証拠を取り調べずに再審請求を棄却した場合に審理不尽の違法があるとした財田川決定の論理が、再審開始決定をした場合にも妥当することを示したものとされる。

○最一決平成二十九年三月三十一日公判判例集未登載

【事案】請求人は、札幌市豊平区内の自宅において、請求人の当時の妻Aに対し、その鼻部付近を手のひらで押し、同人を転倒させて臀部を床に打ち付ける暴行を加え、よつて、同人に加療約五日間を要する左臀部挫傷、鼻部打撲の傷害を負わせたとの事実で起訴され、札幌簡易裁判所において、罰金十五万円に処する旨の略式命令を受け、同略式命令は確定した(本件確定裁判)。請求人は、新証拠として、「実際には暴行を受けていないし、けがもしていないが、請求人との離婚を有利に進めるため、医師に頼んで診断書を書いてもらい、虚偽の被害届を出した」という趣旨のAの陳述書(以下、本件陳述書)等を提出し、本件確定裁判に対する再審を請求した。

【経緯】請求審は、本件陳述書等の新証拠は、捜査段階におけるAの供述を覆すに足るものではないとして、新証拠の明白性を否定し、再審棄却決定を下した。

これに対し、即時抗告審は、①本件陳述書の内容は全般的に相当に具体的なものであり、Aが実際に請求人と離婚したことや第三者の陳述書等によって裏付けられていること、②Aが請求人に対し虚偽の被害申告によって損害を与えたことについての和解金として百万円を支払う旨の調停を成立させていること、③請求人がAに対し本件陳述書を作成するよう強要したことをうかがわせるような事情も見当たらないことなどから、新証拠たる本件陳述書

等の明白性を肯定して、再審開始決定を下した。

【決定要旨】本決定は、まず、①Aの司法警察員に対する供述調書のほか、医師の診断書、請求人の司法警察員及び検察官に対する各自白調書等、本件確定裁判に係る犯罪事実を認定するのに十分な証拠書類が提出されていたこと、②請求人が、捜査機関から取調べを受けるより前である平成二十四年五月二十五日にAの実家を訪ね、Aの父親に對し、「一回下ツイて暴力を振るってしまった」ことを認めて謝罪する内容の手紙を手渡したことなどを内容とする捜査報告書等を提出しており、同捜査報告書は上記の各自白調書の信用性を補強するものであることを確認した。そのうえで、本決定は、新証拠の証明力について次のような疑義があるとした。

①本件陳述書におけるAの陳述内容は、「私が彼（請求人）に詰め寄ったときに、彼が手を私の方に差し出し、その手が私の鼻の右側あたりに触れたように思います。私は急に手が出てきたことに驚いてのけぞったのですが、そのとき長いスカートをはいていたこともあり、足がからまって後ろへ倒れ込んで尻もちをついてしまいました。」「尻もちをついたこと自体がショックで私の中で、もう離婚するしかない、という思いが強まり、この翌日、私は子供を連れて室蘭の実家へ帰りました。」などというものであって、「Aが請求人との離婚を有利に進めるために事件をねつ造した」とする請求人の主張とは必ずしも整合していないこと。

②また、Aは、上記のとおり陳述する一方で、虚偽の被害申告であったことを陳述し、それに沿う内容の調停が成立していることが認められるものの、両者間では平成二十七年九月当時まで子の養育費をめぐって争いが続いていたことを踏まえると、いかにも唐突で不自然な感を免れないところがあること。

③さらに、本件陳述書中には、「医師からは最初、何も異常がないので診断書に書くことが無いというようなことを言われました。ですが私は、この時、どうしても診断書が欲しいと思っていましたので医師に離婚のために使いたいということ伝えて、何とかして診断書を書いてくれるよう頼んだところ、結局裁判でも使われた診断書を作ってもらったことができました。」とする点など、裏付けのないままではたやすく信用し難い内容が含まれていること。

本決定は、このように判示し、Aの証人尋問や請求人の本人尋問等を行わないまま、本件陳述書の信用性は相当に高いなどと評価し、本件陳述書等の新証拠を基にすると、Aの従前の供述や請求人の捜査官に対する自白は信用するに足

(17)

りるものとはいえないと断定した原審の手続には、新証拠の信用性、とりわけ本件陳述書の作成経緯・過程の吟味を怠った点において、審理不尽の違法があるとして、原決定を取消し、差し戻した。

その要旨は次のとおりである。なお、高倉新喜「判批」法セミ七六〇号(二〇一八年)一二四頁によれば、本決定は限定的再評価説に立っているとされ、宮木康博「判批」法教四五三号(二〇一八年)一四二頁によれば、「総合的評価の仕方」、少なくとも、限定的再評価を含んでいる」とされる。

○最一決平成二十九年十二月二十五日判時三三九〇号一〇四頁

【事案】請求人は、AおよびBと共謀の上、Aが経営する風俗営業店五店舗の財産に対する税金の滞納処分の執行を免れる目的で、真実はBに譲渡した事実はないのに、その店舗の営業をBに譲渡したかのように装って仮装譲渡等し、財産を隠蔽したとして起訴された。本件は検察の独自捜査事件であり、請求人は本件当時現職の市会議員であった。検察官は、Aが請求人に仮装譲渡人の紹介を依頼したところ、請求人がBを紹介して順次共謀が成立したと主張し、請求人は紹介の事実および共謀を否定した。確定一審において、Aは請求人の有罪主張を維持したが、他方、Bは請求人の無罪主張に沿う証言をした(そのためこれと相反するB調書が証拠採用された)。確定一審判決は、Aの公判証言(旧証言)、Bの検察官調書、B名義の風俗営業許可申請手続に関与した行政書士Cの検察官調書、「請求人がDの経営するスナックに来店し、仮装譲渡人になってほしい旨のメモを渡してきた」などとする関係者Dの公判証言の各信用性を認め、また、AおよびBの供述内容は「親しい友人の仲介により」「名義上の新経営者となる」という旨の営業譲渡が仮装のものであること確認する覚書(以下、本件覚書)によっても裏付けられているとして、請求人を有罪とした(懲役一年六月、三年間執行猶予。控訴、上告ともに棄却)。

請求人は、新証拠として「請求人の関与を述べた部分は虚偽であった旨述べるA作成名義の書面」(以下、A新供述)等を提出し、本件確定裁判に対する再審を請求した。

【経緯】請求審は、A新供述等の請求人から提出された証拠及び本件記録上の全証拠を総合しても、無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとは到底認められないとして、再審請求を棄却する旨の決定(原々決定)をした。これに対し、即時抗告審は、事実の取調べとしてAの証人尋問(以下「新証人尋問」という。)を実施した上で、大要、

以下のとおり判示して、原々決定を取消し、本件について再審を開始する旨の決定（原決定）をした。

① Aは、新証人尋問において偽証罪で処罰される可能性があることを知った後もA新供述を維持し続けていることから信用性を高める大きな事情といえること

② 当時執行猶予中であつたAが実刑になるのを回避するために請求人を巻き込もうとしたという内容は自然な心情であり十分理解できること

③ 確実に納税を免れるためには税務に関する相応の専門知識が必要であつたと考えられるが、Bが実際に納税義務を免れた事実は、仮装譲渡の方法を教わつたのが請求人からではなくC税理士からであつたというA新供述と整合すること

④ 本件覚書中の「親しい友人」とは請求人を意味するところ、AまたはBにおいて、本件覚書を作成する際、違法な仮装譲渡であることが発覚した際の責任を他者に転嫁することを思い付き、その旨の文言を付加することが不自然とはいえないこと

⑤ 元警察官である請求人がメモを渡すなど違法行為についての証拠を残すことは通常考え難く、D公判供述は内容自体にわかに信じ難いものであること。Dは、Aと少なくとも経済的に相当密着した関係にあり、Aが実刑判決を受けることを避けたいという動機があつたことなどを指摘し、D公判供述には信用性に疑問を差し挟むべき事情があること。

【決定要旨】 本決定は、まず、A新供述の明白性判断に当たっては「供述を変更するに至つた経緯・過程を含め、その内容が、A公判供述の信用性判断を動揺させるに足りる事情を供述するものであるかについて、新証人尋問におけるAの供述も踏まえた上で、慎重に吟味する必要がある」とした上で、A新供述には次のような疑問があるとした。

① A新供述は詳細なものであるが、新証人尋問におけるAの供述は、曖昧で覚えていないと述べるところが多く、主要な点で、A新供述の内容を再現できていない。また、Aは、新証人尋問において、供述を変更した経緯・過程を問われた際、請求人から連絡があつてやり取りが始まつた旨述べ、請求人の冤罪を晴らさなくてはと思ひ立ち請求人の連絡先を調べたとのA新供述と異なる内容を述べており、A新供述の作成過程についても曖昧な供述に終始し

ている。このような事情は、時の経過等により記憶の減退があることを考慮しても、A新供述が真に記憶に基づき作成されたものかについて大きな疑念を抱かせるものといわざるを得ない。

② A新供述では、財産隠蔽の方法を教えてくれたのは、C税理士であったが、その旨検察官に伝えたが聞いてもらえず、勾留質問の際、裁判官から今回の事件を計画したのは請求人ではないのかと断定的な口調で問われたため、Bへの恨みが高じて請求人に対しても恨みを抱いていたこともあり、実刑を免れたいとの思いから、請求人の名前を出して虚偽供述をした旨述べられているが、原決定も指摘するとおり、勾留質問時に裁判官から請求人の名前を出して問われたことを虚偽供述の理由として述べる点が信用性に乏しいものであること。また、Aが勾留質問を受けた当時、C税理士は既に亡くなっており、C税理士を関与者と述べることに支障があったとは思われず、請求人の名前を出して虚偽を述べなければならぬ状況にあったとは言い難いのに、請求人が否認すればその真偽が直ちに問題となることが容易に予想される虚偽の事実を述べたというのは、不自然不合理というべきであること。

③ Aは、新証人尋問の終盤に裁判官から質問を受けるまで、自分が偽証罪で処罰される可能性があることを理解していなかったことが認められ、A新供述を維持したまま尋問が終了していることをもって、その信用性を肯定する事情とみることはできない。原決定が指摘するその余の理由も、説得的なものとはいえない。

④ 本件覚書については、A及びBのいずれも、原決定が説示するような理由で本件覚書中に「親しい知人の仲介」という文言が付加されたとは述べておらず、A新供述において、何らかの時に責任逃れをするためBが使ったのだと考える旨述べられているにすぎない。また、本件覚書は、AとBとの間の将来の紛争に備えて作成されたものであり、責任を逃れるための記載を入れる必要はなく、請求人が本件仮装讓渡に関与していないとすると、前記文言を付加した理由の説明は、なおさら困難となる。さらに、責任を他者に転嫁するために前記文言が付加されたのだとすると、なぜ「親しい知人」という漠然とした表現を用いたのかも疑問となる。本件覚書は、素直に読めば、本件仮装讓渡に請求人の関与があったことを強くうかがわせるものというべきである。

⑤ D公判供述は相応に具体的であり、請求人からメモを渡されたとの内容も直ちに不自然不合理であるとの評価ができるものではない。また、Dを代表者とする会社に本件店舗の営業を仮装讓渡しようとした際、請求人もAの事務

所に参集して話をしていることは、請求人の関与を強くうかがわせる事情であり、D公判供述の信用性を支えている。また、DがAと口裏合わせをして証言に臨んだことをうかがわせる事情はない。さらに、Dが確定審で証人として供述した当時、本件に関するAの執行猶予付き判決は既に確定しており、実刑判決を受ける可能性はない状況であったこと。

本決定は、このように判示し、「A新供述は、A公判供述の信用性を動揺させるものではなく、その余の新証拠を考慮併せてみても、確定判決の事実認定に合理的な疑いを抱かせるに足りるものとはいえない」とし、A新供述の明白性を肯定した原判断には、「刑訴法四三五条六号の解釈適用を誤った違法がある」として原決定を取消し、再審請求を棄却した(自判)。

(18) 周知のように、刑訴法四二一条は英米法の *certiorari* の制度にならったものである。四二一条については、龍岡資久「上告審における職権破棄理由」『総合判例研究叢書・刑事訴訟法(13)』(一九六五年)など参照。

(19) たとえば、龍岡・前掲註(18)参照。

(20) 最大決昭和三十七年二月十四日刑集一六卷二号八五頁における齋藤悠輔裁判官の少数意見など参照。

(21) 最決昭和二十六年四月十三日刑集五卷五号九〇二頁など参照。

(22) 九州再審弁護団連絡会出版委員会・前掲註(8)参照。

